

セクシュアリティのグローバル化と国際人権レジーム

— 人身売買・買春観光問題をめぐる言説のゆらぎとフェミニズムの課題 —

と 佐 弘 之

はじめに

- I 「白人奴隷」問題とモラル・パニック
 - II 人身売買・買春観光の政治経済学的系譜——東南アジアの場合——
 - III モラル・パニック、再び？——冷戦後の世界資本主義の深化と人身売買——
 - IV 人身売買，買春に関する議論——フェミニズムの亀裂——
- むすび——「自由な主体」という虚構と「清浄の追求」というアポリア——

はじめに

フェミニズム運動の成果もあり、国際人権レジーム^(注1)の再ジェンダー化、つまり「女性の人権」を配慮するレジームへの変容は確かに起きている^(注2)。しかし、その一方で、いくつかの争点で、フェミニズム運動・思想内で深刻な亀裂が生じる事態もおこっている。本稿で扱う「買春問題」は、その代表的なものの1つである。「観光買春」、またそれと裏表の関係となっている「国境を越えた人身売買」ないし「海外稼ぎ型の性産業従事者」といった問題においては、南北格差といった構造的権力の犠牲者を救おうとする人権運動がある一方で、セクシュアリティ^(注3)における自己決定権、売春の非犯罪化(身体に対する社会的意味付与の変更)、セックス・ワーカーの権利等を主張する運動がある。

『アジア経済』XLI-3 (2000.3)

人身売買・買春観光問題をめぐる言説のゆらぎ・分岐、特にフェミニズム運動・思想内での深刻な亀裂が示しているのは、「くわれわれ、女性」という集団的アイデンティティも、国家、民族などと同様にフィクショナルなものである」ということである。フィクショナルであるがゆえに、国際政治経済総体の中で、対抗権力の主体としての「女性」が分裂していく危険性を抱えている。本稿では、そうした問題点を視野に入れながら、人身売買・買春観光問題をめぐる言説が揺らいでいく過程を再検証し、その問題の構図を明らかにしていきたい。

最初の節で、国際人権レジームの初期の形成過程においても、「白人奴隷」問題の例に見られるように、売春問題が重要な契機を提供していたことを再確認した上で、第II節以下で、戦後における女性の人身売買・買春観光問題の国際政治経済的文脈を検討していく。まず第II節では、今日の人身売買の問題の歴史的背景を理解するために、特に東・東南アジアにおける国境を越えた人身売買・買春観光の政治経済的系譜を明らかにする。第III節では、冷戦後のグローバル化の深化とともに、アジアなどにおける人身売買・買春観光問題に対する国際的な関心が再び高まっていく過程、特にフェミニズム運動内で、買春春に関して異なる言説が編成されていった過程について検証する。そし

て最後の第Ⅳ節では、その異なる言説について理論的な観点から整理を行い、フェミニズム運動、そして国際人権レジームが抱えているアポリアを明らかにしていきたい。

セクシュアリティのグローバル化の問題について、国際人権レジーム、世界資本主義そして各国の売買春制度との関連で多角的に分析を行うことは、ジェンダー研究のさらなる展開という点でも、また国際関係論とジェンダー研究との統合という点でも意義のある作業と思われる。

I 「白人奴隷」問題とモラル・パニック^(注4)

国際人権レジームの原初型は19世紀半ばに構築された反奴隷制の国際体制であろう。まず最初に奴隷制廃絶・奴隷売買禁止を目標とする国際人権のサブ・レジーム（以下、反奴隷制レジーム）が成立する経緯であるが、1807年、イギリスが帝国内での奴隷売買を禁止したのを皮切りに、1815年、ウィーン最終議定書の中に奴隷売買の国際的禁止が盛り込まれたほか^(注5)、1885年のベルリン会議でも、奴隷制を廃絶するための施策が決議されたりしている。条約等の整備は、それよりかなり遅れ、1926年に奴隷禁止条約、1956年に奴隷禁止条約付属議定書、また1957年には強制労働廃止条約（ILO105号条約）が、それぞれ国際会議において採択されている。また第二次世界大戦後の国際人権レジームの基礎になった世界人権宣言（1948年）の中には、奴隷制度と奴隷売買の禁止に関する第4条が盛り込まれ、国連の人権委員会の下に奴隷制度委員会が現在も常置されている。

反奴隷制レジームの成立要因は何だったのか。

純粹に人道主義的な関心から成立したというよりも、経済的な利害が絡みながら成立したという見方（ウィリアムズ・テーゼ）が、従来支配的であった^(注6)。重商主義的資本主義の下、商業資本が新大陸において奴隷制を創出し、奴隷制、つまり強制労働制度によって生産された商品を宗主国に還流することで本国での原始的資本蓄積を推進し、資本制への移行を促進した。しかし、19世紀に入り、世界資本主義を担う中心が重商主義に基づく商業資本から自由貿易主義に基づく産業資本（特に綿織物工業）へと移っていったことで、以前からあったクエーカー教徒の運動に加え道徳的な廃止主義運動などが勢力を強める機会が到来し、実際に奴隷貿易そして奴隷制そのものを禁止するレジームが形成されるに至ったというのが定説的な見方であろう。もちろん、奴隷制が廃止されていく歴史的過程はもっと複雑なものであるだろうが^(注7)、重要な点は、規範そのものの力ではなく、総体的な利益の観点から反奴隷制レジームの形成がなされたということであろう。

さて、その肝心の反奴隷制レジームが成立してからも、現実には人身売買のような現象は、世界資本主義の通奏低音のように続いている。その代表的な事例が、買売春と絡んだ女性（時には男性も含む）の人身売買である。買売春がらみの女性の人身売買という現象は、資本主義の長期波動の下降局面において、より顕在化する傾向が見られるが、それと同時に、資本主義のグローバル化が深化するとともに、より広範な広がりを見せ、反奴隷制レジームを蚕食している。一方、奴隷制とともに強固な信念となっていた人種差別主義は、奴隷制廃止後も存続し、セクシュアリティの局面においては、〈男／

女>そして<欧米／アジア>といった二重の優劣関係を前提にした「性的オリエンタリズム」として再出現することになる^(注8)。

さて、反奴隷制レジームの蚕食現象としての「女性の人身売買」が国際問題とされたのは、すでに1世紀前のこと、いわゆる「白人奴隷」(white slave)問題としてである。この国際問題は、イギリスからベルギーへ少女が「密輸」されている事実を、『ポール・モール・ガゼット』(Pall Mall Gazette)紙が1885年、調査報道によって明らかにしたことを契機とし、後期ヴィクトリア社会における社会浄化運動と連動しながら、一種のモラル・パニック現象として展開していった^(注9)。この問題の発生を理解するためには、国家による売春統制と資本主義のグローバル化という文脈を押さえておく必要があるだろう。

19世紀半ばの欧米では、「都市社会病理としての売春」という認識に、国際的な売春組織を通じた「純粋な国民社会」の<汚染>、さらには性病という脅威認識が加わり、売春に対する国家統制が強化されるようになっていった^(注10)。売春を容認した上で国家が管理するという統制(regulation)政策は19世紀前半のフランスにおいて体系化されるが^(注11)、同様にイギリスにおいても「伝染病法」(1864, 66, 69年)のような性病検査等を通じた売春の国家統制、いわゆる公娼制度が採用され始めていた。これは、兵員の「健康」確保という目的もあり、売春制度を国家の統制下におく動きであった。

こうした国家統制に対して、バトラー等の女性解放運動家が反対運動を展開する。しかし、国家統制に対する反対運動の中には、自由主義的公娼制廃止論という左派的なもの

と同居していた。自由主義的公娼制廃止論は、売春そのものを禁止するのではなく、娼婦の隔離等、女性の自由を制約している公娼制を廃止するというものである^(注12)。それに対して、道徳主義的売春完全廃止論は、セクシュアリティにおける二重基準を非難し、性行為は夫婦間に限るというものである。

19世紀末から1910年頃にかけて、性病、特に梅毒が欧米で流行し一種のパニックを引き起こしたことで、医学者などが主導する新規制主義が支配的言説として登場してきた。また梅毒への恐怖は同時に宗教的罪悪感に取って代わり、性欲の抑圧、つまり道徳主義的売春完全廃止論を有利にさせた。このようにして、公娼制廃止論で始まった運動は、聖職者、医者・科学者、そして「社会浄化」を目指す社会改革運動家の大連合による廃娼運動に変質していき各国の世論の動向は買売春制度の国家統制から廃娼の方向、つまりヴィクトリア朝的性倫理へと逆行していくことになる^(注13)。こうした<浄化運動>の一環として「白人奴隷問題」が国際的なキャンペーンの対象となったのである。

「白人奴隷」廃絶運動は、主として欧米各国の民間団体^(注14)によって行われていたが、徐々に国際問題として取り扱われるようになり、1889年、白人奴隷貿易に関する最初の国際会議がロンドンで行われ、1904年5月には、「白人奴隷貿易廃絶のための国際協定」(The Agreement for the Suppression of the White Slave Traffic)^(注15)が、さらに1910年5月には罰則規定を強化した「白人奴隷貿易廃絶のための国際条約」(The International Convention for the Suppression of the White Slave Traffic)^(注16)が

締結された^(注17)。また1921年、国際連盟総会は、「婦人および児童の売買禁止に関する国際条約」(The Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children)を採択^(注18)、白人以外にも対象を広げた上、成年女子を21歳以上に引き上げ、また専門家による調査報告書(毎年)を義務づけた。さらに1933年には、買売春目的の女性の売買は年齢を問わず、また本人の承諾があっても犯罪であるとする条項も盛り込んだ「全年齢の婦人売買廃絶に関する国際条約」(International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age)を採択した。

これらの協定、条約の欠点としては、国内管轄事項を理由に、売買を行っている者(いわゆる女衒)や売春宿の所有者を罰する規定をもたなかったこと、また保護の対象を専ら白人のみとしたことなどが挙げられる。また一見すると「白人奴隷廃絶運動」は、女性の権利擁護という文脈にあるように見えるが、先に述べたように、聖職者たちの倫理的巻き返しといったモラル・パニックの側面にも留意する必要があるだろう。特に問題となるべき点は、「純粹無垢の少女を強制売春の魔の手から守る」というキャンペーンの趣旨からもわかるように、「無実の少女」ないし「強制売春の被害者」と「娼婦(問題ある悪女)」との区分を設けることで、「娼婦」を社会汚染源として敵視ないし蔑視する精神構造を保ち続けたことである。「娼婦」に対する蔑視は、家父長制における性の文化コードである「性道徳の二重規範性」の温存と対になっていることは言うまでもない。ここに廃娼を主張するフェミニストとキリスト教右派等の保守派との奇妙な連合が生じることになる。

また当初、国際的な婦女売買問題から「無垢な少女の保護」や「強制された売春に対する非難」といった問題へと運動や国際会議の重点がシフトしたのは、コルバンの指摘するように^(注19)、国際的な婦女売買が各国の事実上の公娼制に起因しているものであるにもかかわらず、公娼制を温存したまま婦女売買問題を取り扱おうとしたことによる捻れの結果なのであろう。さらに言えば、女性の人権という視点が根本で欠落していたからであろう。

さらに、「白人奴隷」の廃絶は、国民社会を根底から脅かす「外国人」、特に「有色人種」の「娼婦」の排斥運動とも連動することになる。たとえば、フランスでは、婦女売買の問題は、外国人嫌い、反ユダヤ主義、イギリス人やドイツ人への敵対心などを生みだし、さらにフランスの人口減少や民族の退化についての懸念までも引き起こした^(注20)。自国の婦女の流出を懸念する一方で、他国から流入する「売春婦」に対しても反発を強める。たとえば19世紀末頃からアメリカ西海岸には多くの中国人女性が「娼婦」として到来するが^(注21)、社会浄化運動は、こうした移動労働力に対する排除の傾向をさらに強め、女性の権利問題は完全にその中に埋没することになった。人の国際的移動が、セクシュアリティの問題と交錯しながら排他的なナショナリズムを生み出す様相は、今日と同様である。

第二次世界大戦が終わった後の1947年と49年には、大戦前に結ばれた一連の条約、合意に修正条項が加えられるなど、再び人身売買等を禁止する人権レジームが再建されることになった。1949年には、「人身売買および他人による売春からの搾取禁止に関する条約」(The Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and

the Exploitation of the Prostitution of Others) に14カ国が署名した^(注22)。この条約では、政府による売春統制を禁止した(第6条)ほか、本人の同意の有無とは関係なく、売春をさせる目的で人を勧誘、誘拐したり、他人の売春から搾取する者を処罰することを確認している(第1条および第2条)。売春に対する政策には、「売春婦」を含めて売春行為を行った者全てを罰する処罰主義、売春を公認して規制する規制主義、管理売春など売春助長行為を罰する廃止主義があるが、条約は3番目の廃止主義をとったことになる。

しかし組織的売春を事実上容認する国や条約に加わらない国も多く、この条約は事実上死文化することになる。一般に言われている、宣言から基準設定そして履行監視の強化といった、一連の人権レジームの展開過程とは別に、こうした死文化の流れもあることを示す代表的な事例と言ってもよいかもしれない。特に、死文化ということで問題となるのは、国際的人身売買を国際協力で解決しようという趣旨で作られた条項である。たとえば、第17条には、「売春を目的とする男女の人身売買を防止するため、出入国に関連して、条約に基づきその義務として要求されている措置を執る」とあり、女性と子どもを到着地、出発地、旅行中保護する、人身売買の危険を周知させる、国際的人身売買防止のため駅、空港、港などで取り締まる、人身売買犯人と被害者の到着を当局が知るようにする、と規定している。しかし、独立した履行監視機関や処罰規定が欠如している上、各国の積極的な協力がないため、人の国際的移動の増加、多様化に伴い国際的人身売買は飛躍的に増加し、再び国際問題化していくことになる。次に、そ

の問題について、東南アジアの事例を中心に検討する。

II 人身売買・買春観光の政治経済学的系譜——東南アジアの場合——

今日の東・東南アジア地域周辺における人身売買・買春観光の問題を取り扱うに際して、この問題の歴史的系譜を今一度整理してみた方が良さだろう。以下、時系列的に、その概要を見してみる。

1. 植民地における労働力市場の再編とセクシュアリティ

東南アジア地域におけるローカルな売春制度とは別に、欧米による植民地支配の結果として別の形態の売春制度も生み出された。植民地支配者側の男性は、セクシュアリティにおいて、現地妻と「売春婦」という2つの形態に依存した^(注23)。オランダ領東インドの場合、1890年代までは、白人男性の半分ほどが現地妻と暮らしていたが、その後、海上交通網の発達とともに妻を同伴することが多くなるとともに、皮肉なことに現地妻から「売春婦」への依存に変わっていったという^(注24)。また蒸気船の定期便の就航や運河の開通などに伴う海上交通網の発達は、労働力移動の加速化を引き起こし、それに伴い「売春婦」の国際的商業網も形成された^(注25)。たとえばフランスでの婦女売買は、基本的に手配師兼仲買人と勧誘者の2人一組で行われ、ホテル、キャバレー、ダンスホール等の関係者等と連絡をとりつつ、女性を勧誘、確保した上、特別の流通経路で外国へ送り、「送り荷」は現地の公認娼家の代理人が受け取るというやり方で行われていたようだ^(注26)。そのネットワーク

の一部に乗って、ヨーロッパから南米へ、または北アフリカを経由して、アジア諸地域にまで、「白人奴隷」が渡っていった。全体の規模を把握することは困難だが、特にアルゼンチンのブエノスアイレスでは、1910年代に登録していた「売春婦」約6400人のうち、ヨーロッパ出身者が68%に及ぶということであるから^(注27)、「売春婦」の国際的商業網は各国の性産業と緊密な関係を持つに至っていたと推測できる。

アジア地域での国境を渡る「売春婦」は、欧米からアジアという流れより、やはり大半は日本、中国から東南アジア（特に労働力移動の激しかったマラヤ）へという流れに沿ってやって来た。たとえば、マレー半島では、ゴム等のプランテーション拡大、錫等の鉱山開発という形で、現地経済の再編過程で、中国やインドなどから大量の男性移民が導入されたのに伴って、中国や日本などから「売春婦」が多数流入することになった。19世紀末から20世紀半ば頃までにかけて、特に日本人女性と中国人女性が、シンガポール経由でマレー半島に入っていた^(注28)。たとえば、1894年のマラヤでは、登録済の売春宿587軒に、中国人が4514人、日本人が450人、同年のシンガポールでは、公認売春宿311件に、中国人が861人、日本人が294人、ヨーロッパ人が37人、タミール人が13人、マレー人28人がいたと確認されている^(注29)。

アジア地域における国際的労働力移動の激化とそれに伴う婦女子の人身売買という現象が、先に述べた反奴隷制レジームの成立と裏表の関係にあったことは留意すべき点であろう。黒人奴隷の廃止に伴う労働力不足を解消するために、ヨーロッパの植民地宗主国側は、アジア地域において、中国やインドからの契約移民を大量に

動員することになった。インドからの契約移民はすでに、1830年代から、黒人奴隷に替わる代替的な労働力として、西インド諸島などで使われていたが、19世紀末からの海上交通網の整備などにより、ビルマ、セイロン、マラヤに約300万人のインド人が移り住んだ^(注30)。また、1866年に、中国とイギリス、フランスの間で華工移民協定が結ばれてから、中国からの苦力貿易が確立し、大量の中国人移民が東南アジア方面へ流出することになった^(注31)。1875年に苦力貿易が廃止されて以降も中国人は自由移民として続々とマラヤなどに移ることになった。

それに加えて、日露戦争から第一次世界大戦前にかけて、日本人の南方進出に伴って、「売春婦」たちの拠点も、上海・香港からシンガポール、さらには海峡植民地から東南アジア全体へと広がっていった^(注32)。いわゆる「からゆきさん」であるが、全盛期の1908年頃、一説によると、シンガポールの在留邦人約2万人のうち4分の1ないし5分の1が「売春婦」だったと推計されている^(注33)。しかも、その内の少なからぬ者が、村岡伊平次に代表されるような女衞たちによって、組織的に誘拐、拉致された被害者であることは、よく知られているところである^(注34)。

しかし、先述したように、欧米の宗主国で、売春を目的とする人身売買に対する規制が強化されると、植民地においても次第に規制がとられるようになり、植民地支配が生み出した国際的な売春ネットワークは次第に下火になっていく。その後、日本軍占領期における一時的な強制売春制度、いわゆる「従軍慰安婦」という形態のものがあったが、アジア諸国が政治的に独立した後、国際的な売春ネットワークは姿を消

す。植民地本国が撤退するのと入れ替わりで、冷戦の深化とともに、アジアにおける米軍のプレゼンスが大きくなるにつれ、様相が一変することになる。

2. 冷戦、米軍基地とセクシュアリティ

アジアにおける冷戦、そしてその代理戦争は、アメリカの従属的同盟国における米軍基地を不可欠のものとした。その結果、タイ、フィリピン、韓国、沖縄に見られたように、副産物として米軍基地周辺に性産業地帯、いわゆるR & R (Rest and Recreation) 用の施設が集中する町が登場することになった^(注35)。こうした現象は、非対称的同盟(支配/従属)の本質を象徴しているとも言える。

タイ政府は、1960年に「売春禁止法」を制定し、売春に対して処罰主義をとりながら、66年には「サービス産業法」を制定して、「売春婦」になりうる「特別サービス・ガール」という職業カテゴリーを設け、売春に対する事実上の規制主義をとることになった^(注36)。さらに、ベトナム戦争期に、パタヤが米軍のR & R用の受け皿として選ばれ、性産業・観光の都市として発展することになった。

フィリピンの場合も、タイと同様に売春に対して処罰主義をとった法律を持ちながら、同時に「売春婦」になりうる「エンターテイナー」等の職業カテゴリーを法的に設け、買売春制度を事実上容認してきた。その制度の下で、オロンガポ(Olongapo)やアンヘレス(Angeles)の2つの町は、パタヤ同様、米軍用のR & Rの町として発展することになった。フィリピンの中でも比較的貧困なレイテやサマルなどから女性が出稼ぎ者として流入し、1980年代には性産業従事者は両市あわせて1万6000人程度にのぼっ

ていた^(注37)。米軍は1992年に撤退することになるが、その前の90年時点でも、オロンガポだけで、R & R施設は615、登録しているエンターテイナーの女性は約1万1600人であったという^(注38)。

韓国の場合も、朝鮮戦争以来、米軍の駐留とその周辺の町における売春という構図は定着していたが、他の国以上に、基地売春は米韓の同盟関係にとって重要な役割を果たしていた。たとえば、1971年、アメリカ政府がニクソン・ドクトリンに基づき駐韓米軍の規模を約6万人から約4万人に大幅縮小しようとした時、見捨てられる恐れをもった韓国政府は、性病撲滅等を目指した「クリーン・アップ作戦」により基地売春の「環境改善」に努めて米韓関係の部分的修復を図ろうとしたという^(注39)。このように基地売春は、従属的同盟の本質を見事なまでに象徴している。

3. ベトナム戦争後の輸出志向工業化期—— R & Rからセックス・ツーリズムへ——

韓国の事例で触れたように、1970年代に入りベトナム戦争が収束に向かうと、米軍の撤退が始まり、米軍に付随して栄えた性産業も曲がり角にさしかかる。タイ、フィリピンでは、開発政策の一環として外貨稼ぎのために観光産業が育成されることになるが、米軍の遺産は買春観光産業として生き残ることになる。日本の民間企業が東・東南アジア地域へ経済進出するに伴い、日本人男性による買春観光は一躍有名になった。

そもそも東南アジアの戦略的重要性が増したのは、占領期後半、日本がソ連封じ込め戦略における最重要国に昇格したことで連動し、その日本を支えるための重要な市場および原材料供

給地として認識されてからである^(注40)。そしてドミノ理論への傾斜とともに、アイゼンハワー政権からジョンソン政権に至るまで、アメリカ政府は東南アジアに対して強力な軍事的コミットメントを行うようになった。その副産物がR & Rであり、また経済再建を果たした日本人ビジネスマンたちも、その遺産を継承することになった。

すでに1960年代後半頃から香港や台湾等における観光買春等は話題にはなっていたが、観光買春が特に問題化したのは73年前後である。日本政府が1972年に、中国との国交回復に踏みきり、台湾との国交が途切れると、日本人の買春観光先は台湾から韓国へとシフトし始めた。韓国においては、日本人による買春観光に対して、学生の反対運動が起こる^(注41)。この学生運動は、朴大統領が開発政策の一環として観光、特に「キーセン (Kisaeng) 観光」を積極的に推進していることを、国辱であるとして批判を加えた。

現地での批判に対応する形で、日本国内でも日本キリスト教婦人矯風会等を中心に、買春観光に対する批判、反対運動が起きた^(注42)。皮肉にも、男性たちはリスク回避ということで、今度は韓国からフィリピンにも行くようになったとも報じられている。実際、マルコス政権戒厳令体制下にあったフィリピンへの買春観光が盛んになり、1972年に約2万5000人であった観光客が8年後にはその10倍に増加し、しかもその内、9割が男性であったという。日本人の買春観光の実態に関してフィリピン側から告発がなされ、それに促される形で、日本の国会でもこの問題についての討論がなされている。もちろんフィリピンだけではない。1980年当時、日本

からの旅行者の数は韓国、台湾ともに70万人で、その9割以上が男性であるという統計的事実は何を物語っているのか^(注43)。

こうした買春観光の実態に対して、先に挙げたようなキリスト教会関係者やジャーナリストなどは非難し続けた^(注44)。買春観光反対のキャンペーンが続くと、日本政府は1979年に、旅行業法を改正し、「旅行者等またはその代理人、使用人その他の従業者は、旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことを斡旋し、またはその行為を行うことに関し便宜を供することを禁止」(第13条第3項第1号)した。その後パッケージ・セックス・ツアーを日本の旅行業者が公然と企画することはなくなるが、1980年以降も、買春観光ガイドブックの出版等に見られるように現象自体は相変わらず続く。

こうした現象が続く理由は、買春観光の受益者が観光旅行者の男性だけではなくたからであり、特にタイなど東南アジア諸国の開発政策の推進に際して、観光産業、そしてそれを支える性産業は不可欠なものであったからである。1970年代から80年代半ばまで、東・東南アジアの多くの国では権威主義体制の開発政策の転換と観光産業の隆盛との間には密接な関係がある。アジアにおける権威主義体制国家の多くは曲がりなりにも輸入代替工業化から輸出志向工業化へとシフトし始めており、観光産業は、そうした工業化路線を走る際の重要な外貨獲得源であった^(注45)。たとえばタイの場合、1980年代に入って、観光産業による外貨収入額が、最大の輸出品目であった米による収入を上回るようになる^(注46)。

特に1969年のボーイング747の登場以降、大

型旅客機が普及し航空運賃が低価格になっていくに伴い、対象としての〈身体〉を涉猟する欲望の経済、つまり〈買春観光〉が発展しやすい経済的環境が用意されていった。航空産業、ホテル産業、ツアー・オペレーターと一体となって、受け入れ側の政府は、開発のための観光を推進し^(注47)、また広告を通じ性的オリエンタリズムの偏見を再生産しながら、受け皿の性産業を拡大していった。一方で、ビショップの指摘するように、開発経済学などのアカデミズムの側は、タイ経済の中で果たしてきていた買春観光の重要な役割について議論することを敢えて避け続けてきた^(注48)。

セックス・ツアーを含め観光産業が成功するための第一条件が「政治の安定」であったことから、権威主義体制側は労働運動、社会運動をより効果的に封殺する必要に迫られることになる。権威主義体制が開発路線を推進するということは、逆に人権保障が未整備のままに放置されることを意味し、社会経済的下層の人々の生活は「不可視」の状態に追いやられる。観光客誘致のため「アメニティーを高める」目的で都市スラムを除去し、問題の根本的解決なしに隠蔽するだけという方法が、その典型例（マルコス戒厳令体制期のマニラ開発の事例）である。一方で、貧困層、特に都市インフォーマル・セクターは、性産業への労働力供給源として不可欠の役割を担うという、きわめて捻れた構造があった。開発志向のポスト・コロニアル・ナショナリズムにとって、買春観光は隠蔽しようとしてもできない宿痾のようなものであると言ってよいだろう。ファノン^(注49)は、この点について次のような的確な指摘をしている。

「民族ブルジョワジーはその頽廃面において、異国情緒や狩猟やカジノ好きの観光客として姿を現す西欧ブルジョワジーにより少なからぬ援助を与えられよう。民族ブルジョワジーは西欧ブルジョワジーのために、保養娯楽や歓楽の施設を設ける。この活動は観光事業の名でよばれ、当面、一種の国家産業として扱われるだろう。元植民地原住民たるブルジョワ分子は、西欧ブルジョワジーのための『レジャー』の組織者になりかわりかねない。(中略)その証拠が欲しければラテン・アメリカでの事態を思いおこすがいよい。メキシコやハバナの賭博場、リオの海水浴場、ブラジル娘、メキシコ娘、13歳の混血娘たち、アカプルコ、コパカバーナ、すべて民族ブルジョワジーの頽廃の汚名である。民族ブルジョワジーは、思想をもたぬゆえに、自己に閉鎖しているゆえに、西欧の管理人の役割を引き受け、実際には祖国をヨーロッパの淫売宿につくりかえてゆくのである。」^(注49)

しかしアジアにおける買春観光は、ファノンの言うような買弁ブルジョワジーの所産という単純な図式とは少し異なるようだ。1970年代初め、韓国、フィリピン、タイといった国で開発政策の転換が起きたのは、アジア冷戦の最前線（ベトナム戦争）からのアメリカ軍撤退、それと連動した米中接近といった大きな戦略的環境の変化によるところが大きい^(注50)。それと南における経済ナショナリズムの台頭といった国際政治経済環境の変化に伴い、アジアの権威主義体制の多くは、従来の輸入代替工業化路線から、積極的に外資を導入する開発戦略に転換することになっていった。その際、輸出指向工業化へ転換する際の外貨不足を補うものとして観光産

業が注目された^(注51)。フィリピン・マルコス政権の場合、国際観光産業政策に加え、1974年以降、海外への出稼ぎ労働者を「輸出」する戦略をとった^(注52)。

アメリカのアジアへの軍事的コミットメントによって作られた基地売春は、コミットメント縮小という戦略的環境の変化に応じて採択を余儀なくされた「新しい開発戦略」を下支えする観光売春へと移行したということになる。つまり観光売春は、ファノンの言うような「従属の象徴」ではなく、「政治・経済的自立のための人柱」であったということである。「政治・経済的自立のための人柱」は、さらに冷戦後、「グローバル経済の象徴」に転化していくことになる。次に、そのことについて述べよう。

III モラル・パニック、再び？^(注53)

—冷戦後の世界資本主義の深化と人身売買—

冷戦終焉前後、世界資本主義のグローバル化がより一層深化する頃から、人身売買問題が再び顕在化してきた。世界資本主義がフォーディズムの段階からポスト・フォーディズムの段階へと深化するのと前後して、国際政治における冷戦構造も溶解していき、その予期せぬ帰結として、セクシュアリティにおけるさらなる商品化とそのグローバル化が、労働力の国際的移動のさらなる増大に伴って進行した^(注54)。

冷戦終焉後、南北格差が拡大していくに伴い、南から北への労働力移動の圧力はさらに強まる。しかも先進資本主義諸国側が、労働力移動に対して門を閉ざす方向に動いていくと、非合法化を通じてますます「外国人労働者（特に女性）」

の人権状況は劣悪になっていく。また移動パターンについては、東南アジア・韓国から日本へ、また東欧、ソ連から西欧、アメリカへ、といった世界システム半周辺部から中心部への移動に加え、さらにネパールからインド、ビルマや中国・雲南省からタイなど、最周辺部から（半）周辺部への人身売買も目立つようになっていく。

まず半周辺部から中心部への移動について、女性の不法残留者数を目安にして判断すると、日本への移動については、1980年代半ばから90年にかけてはタイからの女性不法残留者数が一番多く、89年には3万人近くに達していたが、その後は減る傾向にある。1990年以降は、韓国とフィリピンからの女性不法残留者数がタイのそれを凌ぐようになり、98年には、女性不法残留者数は、韓国から約3万8000人、フィリピンから約2万5000人、タイから約1万6000人となっている^(注55)。

次に、最周辺部から半周辺部ないし周辺部への移動についてであるが、1990年代初め、ネパールからは、約20万人の女性がボンベイ、カルカッタ等のインド都市部へ、またビルマからは、約4万人のビルマの女性がタイ・バンコックへ、「売春婦」として売られたり、働きに出かけていたと推計されている^(注56)。こうした移動の背景には、地域間の圧倒的な経済的格差、そして娘を売買することを許容する各地の家父長制的文化・価値が存在していることは言うまでもないが、こうした現象を加速化しているのは、農村へのさらなる資本主義の浸透とともに、情報化の進展に伴う性産業の飛躍的拡大であろう。

たとえば、インターネットの普及等に伴い、人身売買は新しい形態をとるようにもなっ

ている。たとえば、ウェブ・サイトの中に、偽装された人身売買、いわゆる「花嫁通信販売」(Mail-Order Bride)の広告が多数登場してきている^(注57)。こうした広告から読みとれることは何か。

まず第1に、インターネットの普及に伴いポルノグラフィや性産業関連の情報が氾濫しているということに象徴されるように、セクシュアリティの国際的市場は飛躍的に拡大しており、その一環としてこうした花嫁通信販売広告があるということである。性産業のグローバル化は急速に進んでおり、その規模は明確には掴めないものの、一説には200億ドルに及ぶとも推計されている^(注58)。性産業のグローバル化は、言うまでもなく、冷戦の終焉とともに加速化した資本主義経済のグローバル化、ポスト・フォードイズム化、またそれに伴う社会経済的分極化によるもので、身体の商品化は、まさに世界的規模でさらに深化している。それに加え、世界的な労働力移動のフェミニナイゼーションが起きており^(注59)、こうした「花嫁通信販売広告」は、そうした大きな変動の一端を伝えるものと言えるだろう。

第2のポイントは、花嫁通信販売広告や人身売買等に現われる女性の出身地の変遷である。アジア通貨危機まで、旧ソ連、東欧出身者が東南アジア等を数の上で凌ぐ勢いを見せていたことをどう解釈するか。これは明らかに、冷戦の終焉に伴い「東」の多くの国が実質的に「南」に転落したことと、社会主義体制の崩壊が国内での女性の政治経済力を大幅に低下させたことを示すものである^(注60)。もっと象徴的な事例としては、1995年前後からバンコクの「肉市場」(flesh market)に、旧ソ連や東欧からの女性

が多数参入するようになったことが挙げられる^(注61)。しかし、アジア通貨危機以降、東南アジアは、セクシュアリティに関する国際的な商品市場において再び目立つようになっている^(注62)。国際資本主義経済の再編成過程において、その都度、調整コストが世界システム周辺部の女性に転嫁されるメカニズムが、こうした現象に如実に現われている。

過去においても女性の人身売買が広範に行われている場合、フェミニズム運動は、国際人権レジームの強化という形で圧力を行使してきた。ただ、その経緯は、先に見た「白人奴隷」問題の事例に見られるように社会浄化という反動的側面も合わせもっていた。今日における<人身売買/買春観光>問題、さらにそれと関連する<売春婦/セックス・ワーカー>問題に対するフェミニズム運動も、やはり権力システムへの再回収という危機を含みながら、展開していくことになる。

1. 人権 NGO と国連の動き

1987年5月、フィリピンで起きた悲劇的なロサリーオ (Rosario) 事件^(注63)などを契機に児童売春についての社会的関心が高まりだした。児童売春等に関する告発的なルポや啓蒙書も、1990年代に入るとかなり数多く出版されるようになり^(注64)、その深刻さが再認識されるようになった。児童売春の実態を全体的に把握することは困難であるが、ユニセフの報告等では、世界中で少なくとも100万人の少女が児童売春等の労働を強制され、その多くが半奴隷状態に追いやられているという^(注65)。

アジアにおける人身売買問題で特に大きなインパクトを与えたのが、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) のレポートで

ある。1つはビルマ（ミャンマー）からタイへの人身売買、そしてもう1つは、ネパールからインドへの人身売買についてのレポートである^(注66)。これらのレポートは、国連の報告書やフェミニストの著作等にたびたび引用されるなど、大きな影響力をもった。

こうした実態報告がなされるのと相前後して、1990年に「第三世界の観光に関する全キリスト教会連合」の会議がチェンマイで開かれるなど、当初は、特にキリスト教会組織が中心になって、児童売春廃絶キャンペーンが始められた。

1990年、アジアでの子どもを対象にした観光買春を廃絶しようということで、NGO関係者が中心になって、ECPAT (End Child Prostitution in Asian Tourism) を結成、92年にはバンコクで国際会議を開き、その後、「100万人の子どもが売春婦として囚われている！」といったキャンペーンを展開するなど、積極的な活動を続けた^(注67)。ECPATのネットワークは徐々に拡大され、今ではオーストラリア、ブラジル、チリ、エチオピア、ドイツ、ケニア、ニュージーランド、フィリピン、スリランカ、スイス、アメリカ、ベルギー、カナダ、コロンビア、フィンランド、フランス、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、台湾、イギリスといった国々に各支部を設けるにまで至っている^(注68)。運動の対象も、観光買春だけでなく子どものポルノや性的目的をもった子どもの人身売買にまで拡張された。

その他にも、マニラに事務局のあるアジア女性人権評議会という1980年代末に結成されたネットワークは、91年12月、ソウルで「アジア女性人身売買問題国際会議」を開き、買売春目的の人身売買だけでなく、花嫁「通信販売」や

家事労働者なども含めた広い意味での人身売買を問題として提起した。また1992年12月、タイ女性を支援している東京の「アジアの女たちの会」がタイ北部チェンライで、地元の10以上の非政府組織 (NGO) とセミナーを開き、台湾や香港、フィリピンなどからの参加者とともに、人身売買を防ぐために情報交換などの協力を申し合わせたりした^(注69)。

1994年10月、チェンマイで、女性人身売買・移動に関する国際会議が開かれ、その際に、GAATW (The Global Alliance against Traffic in Women)^(注70)が結成された。GAATWは、人身売買の対象となっている女性の人権が尊重され、保護されるよう、政府や関係諸機関に働きかけるために活動を開始したが、このNGOの活動対象は、厳密な買売春だけではなく、花嫁「通信販売」や家事労働者なども含めた、あらゆる人身売買を対象にしている。

またアメリカでは、キャサリン・バリーらが中心になって、CATW (The Coalition against Trafficking in Women)^(注71)を1989年に結成した。その後、そのアジア支部発足をめざして、1993年4月初めマニラで「アジア女性売買・人権会議」が開かれ、人身売買問題に取り組んでいる各国の女性代表は同年6月のウィーンでの国連人権会議に、人身売買禁止条約の業者罰則強化などの改正を提言したりした。

ウィーンで行われた国連人権会議では、全体的に買売春全面廃止の方向で討議が行われた。そこで採択されたウィーン宣言と行動計画では、「ジェンダーを基礎においた暴力とあらゆる形態のセクシュアル・ハラスメント、女性の搾取は、人間の尊厳と価値と両立せず、廃絶しなければならない」とした上で、「公私両面におけ

る暴力の廃絶、あらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントの廃絶、女性の搾取と人身売買の廃絶へ向けて努力することの重要性」が強調されていた^(注72)。

しかし、1995年9月、北京で開催された第4回世界女性会議では、セックス・ワーカーの権利を主張するグループと買売春の完全廃絶を主張するグループとの間で意見が分かれ、結局、採択された行動綱領の文中では、強制売春 (forced prostitution) と少女売春 (child prostitution) のみを問題とした。その一方で、戦略目標 (Strategic Objectives D.3.) として、「人身売買を撤廃するために、現行法の強化などを通じ、買売春や性の商品化、強制結婚、強制労働を目的とした女性や少女の取引の根本原因に取り組む」ことを政府に求めている^(注73)。つまり買売春そのものについての議論を回避し、強制売春、少女売春等にターゲットが絞られるようになったのである。

こうした一連の流れに沿う形で、国連、特に人権委員会も、児童売春等に関する特別報告者を任命して、事実調査を行う他、事態改善のための行動計画を作成したりしている。1990年に、国連・人権委員会では、「児童売買、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者」として、チュラロンコーン大学のムンターボーン (Vittit Muntarbhorn) が任命され、同テーマに関する報告を何度かにわたって行った。彼はサポートが弱いことなどを理由に途中で特別報告者の任から降りているが、1994年に人権委員会に暫定レポートとして世界各地の悲惨な実態についての包括的な報告を行っている^(注74)。

国連事務総長は、1995年8月そして96年8月と、総会において婦女子売買についての報告を

行い、その中で、婦女子売買問題が大きくなっていると同時に多様化している現状に対して注意を喚起した上で、予防的措置をとる必要性などを唱えた^(注75)。その報告の中で、1949年の条約の問題として、条約が遵守されているか否かを履行監視する機関がないこと、それ以上に、条約を批准している国の数が国連加盟国の半数以下しかないことを挙げ、死文化したレジームの再生のためには条約の改定も必要だとしている^(注76)。またムンターボーンの後任カルチェタス・サントス (Ofelia Calcetas-Santos) は1996年に国連事務総長経由で国連総会に中間レポートを提出しているが、その中で、特に各国間の法体系の不整合が著しく、国際的な人身売買問題の解決が困難になっていることを指摘している。

また国連人権委員会の「現代奴隷制に関するワーキング・グループ」も、1995年になって、49年の「人身売買および他人による売春からの搾取禁止に関する条約」や26年「奴隷禁止条約」、56年の「奴隷禁止条約付属議定書」に規定されている条項が守られていない実情について触れ、各国政府や関係国際機関などに実態調査、対策を講じるように勧告している^(注77)。条約類では、1949年の「人身売買および他人による売春からの搾取禁止に関する条約」などの他に、89年10月には、「児童の権利に関する条約」が国連で新たに採択されており、その中の第34条では、「あらゆる形態の性的搾取および虐待からの保護」について、また第35条では、「子どもの誘拐、人身売買禁止」について、それぞれ定められた。こうした条約の実効性を高めるために、1992年には、国連・人権委員会で、「子どもの売買、買売春および子どもポルノグ

ラフィアの防止のための行動計画」が採択されている。また「児童の権利に関する条約」に関連する NGO グループが中心になり、ユニセフ、スウェーデン政府の協力を得ながら、1996年に、ストックホルムで、「子どもの商業的性搾取に抗議する世界会議（第1回）」を開いた。この会議には122カ国の代表が参加し、「行動のための宣言およびアジェンダ」、いわゆる「ストックホルム宣言」を支持した。同宣言は、1989年に採択された「児童の権利に関する条約」の第34条等に関連する、具体的な行動プログラムを提示した^(注78)。

女性団体が、教会、警察（国際刑事警察機構）などと一緒に、児童の人身売買、児童売春の追求、廃絶運動を展開する様子は、一見約1世紀前の「白人奴隷問題」キャンペーンを彷彿とさせるところがある。こうした運動に対して、肝心の「売春婦たちの肉声」がほとんど聞かれず、結局タイの新中産階級女性たちによる一種のモラル・パニックだという厳しい評価もある^(注79)。そうした点をついたのが、セックス・ワーカーたちの主張であった。

2. もう1つのフェミニズム——セックス・ワーカーのネットワーキング——

買売春全面的廃止や児童買春・強制売春撲滅運動とは別に、1970年代頃から、いわゆるセックス・ワーカーの組織化とその権利主張がなされてきており、買売春廃絶論者との間で激しい論争を引き起こすことになったことはすでに述べた^(注80)。「娼婦」(whore) ないし「売春婦」(prostitute) という呼称を嫌って、セックス・ワーカーと自称する所に、自分たちの職業に対するスティグマを拭い去ろうという姿勢が現われているわけだが、彼女たちの実際の組織化が

始まったのは1970年代初めで、その端緒を切ったのは73年にサンフランシスコに誕生した COYOTE (Call Off Your Old Tired Ethics) であった。その後、COYOTE/Seattle^(注81) 等同様の組織は、北米各地、さらにヨーロッパなどにも誕生する。

そして、1980年代半ばになると、「売春婦の権利のための国際委員会」(The International Committee for Prostitutes Rights) などの国際的ネットワークもでき^(注82)、85年には第1回売春婦国際会議がアムステルダムで、翌年には第2回会議がブリュッセルで開催されるようになる。これらの国際会議への出席者は欧米先進諸国に偏っていたものの、エクアドル、ブラジルなどでもセックス・ワーカーの組織化が進んだ。このセックス・ワーカーの運動には、労働者としての権利運動という側面とプロ・セックス運動^(注83)という側面とがある。特に前者の点について、プリシア・アレクサンダーは、以下のように述べている。

「結局、女性には、セックス・ワーカーとして働くか働かないか、またどんな条件で働くかを決断する権利がある。(中略) 彼女たちには、一人前の人間としての権利がある。娼婦と聖母とに女性を区別することに対し、フェミニストである私たちは、終止符を打たなければならない。」^(注84)

「良い女／悪い女」ないし「聖母／娼婦」の分節化は家父長制的価値観に立脚している。また売春婦＝犠牲者といったステレオタイプ思考は、「売春婦」に対する差別を助長する。こうした主張をしながら、彼女たちは、セックス・

ワーカーとして働く権利と同時に、セックス・ワーカーに対する差別の撤廃を要求する^(注85)。性の権利、またはセクシュアリティに関する自己決定権を主張し、性の二重規範に基づく差別とも戦う。それは「売春婦」狩りをする警察・公衆衛生という行政統治機構との戦いでもある。さらに「セックス・ワーカーにも外国人労働者としての移動の権利を！」ということで^(注86)、国家の脱構築をも射程に入れている。まず、何よりも、セックス・ワーカーの運動は、レズビアン運動が要求した「“逸脱とされた”欲望の承認」、つまり「セクシュアリティにおける多様性の承認」という文脈の中から生じてきたことを忘れてはならないだろう^(注87)。

3. セックス・ワーカーの運動に対する批判

COYOTE等に代表されるセックス・ワーカーの運動に対して、これを批判する動きもフェミニズムの中から生まれてきた。その代表的なケースが、1985年にミネアポリスで結成されたWHISPER (Women Hurt in Systems of Prostitution Engaged in Revolt)である。これは、「売春婦」のためのシェルターを提供、女性が売春から足を洗うことをサポートする組織である。ほかに、このような組織としては、フランスの売春に反対する行動チーム (Équipe d'Action Contre le Prostitution)、タイのエンパワー (Empower)、ペルーのエル・ポソ (El Pozo) などが挙げられる^(注88)。他にも、スウェーデンの売春婦クラブ (The Prostitution Group)、フィリピンのブクロッド (Buklod)、女性の搾取に反対する第三世界運動 (Third World Movement against the Exploitation of Women) などのグループも、カウンセリング的な手法によって「売春婦」をサポートしながら、最終的には売春を止めさせ

るための活動を行っている^(注89)。

このように、運動としてのフェミニズムは、売春や人身売買をめぐる、四分五裂する。次に、セックス・ワーカーの主張とラディカル・フェミニズムの主張との差異について、もう少し理論的な観点から再度、整理してみよう。

IV 人身売買、買売春に関する議論

—フェミニズムの亀裂^(注90)—

買売春そのものに対して全面廃絶へ向けて戦うラディカル・フェミニズムと買売春に対する差別を除去し性的自己決定権を主張するセックス・ワーカーのフェミニズムとの間で、グローバル・ジェンダー・イシューをめぐる政治方針について意見が分かれたことはすでに述べた^(注91)。この両者の間の根本的な違いは、買売春制度について容認するか否かの点にある。

人身売買と絡んだ買売春問題に対しての考え方は、基本的に3種類に分かれるであろう^(注92)。第1は、買売春の完全廃絶を求めるラディカル・フェミニズムの主張である。この考え方は、基本的に買売春制度そのもの全てが家父長制的抑圧装置であり、強制売春、自発的売春ともに（さらにはポルノ、結婚等も）女性に対して抑圧的であると、ましてやセックス・ワーカーの働く権利など認めることはできないというものである。

第2は、一部の人権派の主張であるが、強制売春と自発的売春とを分け、前者のみを廃絶の対象とするという考え方である。先の考え方に対しては、「買売春の完全廃絶は現実的ではなく、買売春を完全に閉め出そうとすることで、それらは地下に潜ることになり、買売春の犯罪

化は、犯罪組織とのつながりをさらに強め、逆に『売春婦』として働く女性の人権状況をさらに悪化させる。ゆえに強制売春のみを取り締まるべきである」という考え方に立つ。またセックス・ワーカーの労働者としての権利よりも、強制的に働かされている人（特に子供）の抑圧的な人権状況の方が、より深刻で、優先的に取り組むべき課題であると考えている。

第3は、いわゆるセックス・ワーカーの主張であるが、売春を状況に応じて肯定的にとらえるべきだということである。また買売春の完全廃絶という考え方に対しては〈売春＝悪〉というステレオタイプ化するものとして反対する一方、先の人権派に対しては、〈強制／自発＝純粹無垢の天使（良い女）／汚れた娼婦（悪い女）〉という差別的区分を設けているとし、問題とすべきは強制売春ではなく強制労働や児童労働であり売春とは切り離して議論をすべきであると主張する。

もちろん、それぞれ理念的な分類であり、実際には互いにオーバーラップしているであろうが、特に「人身売買」という問題と絡めて、以下、より詳細に見ていく。

1. セクシュアリティと自己決定権

先に述べたようなセックス・ワーカーの主張は一見奇異な感じがするが、西欧政治思想の系譜からすれば、出て来るべくして出てきた考え方であろう。つまり近代政治学の出発点をロックらの古典的リベリズムに求めるならば、公的政治への参加、国家権力の統制との対で、国家権力の介入から守るべき私的領域を想定することになる。当初、ロックの段階では、人間の自律性、人間の自由は、つねに神に対する人間の義務と結びついてしたが、やがて神の拘束か

ら解き放たれた上で、個人的主体の自由が追求されるということになる。

そうなると、道德の拠る場所も、共同体でもなく自然法でもなく、個人となる。ベンサム、ミルの系譜をひく功利主義、さらには快樂主義が、こうしたリベリズムに合流すると、私的空間、特にセクシュアリティにおける個人の自由の追求、最終的にフリーセックスの世界、ハーシュマンらの言う「自由奔放の体制」(libertine Regime)^(注93)に至ることになる。最後の権利としてのセクシュアル・ライツといった議論は、こうした一連の流れからすると出るべくして出たものと言えよう。

先進国中心に起きたセックス・ワーカーの運動は、こうしたセクシュアル・ライツ、つまり最後の自由権といった側面を有していると同時に、職業による差別の撤廃という平等権の側面も持ち合わせている。特に「娼婦」というステイグマの持つ差別性、また、それによる差別問題の解決が、その闘争目標に掲げられている。そうした運動に呼応する形で、オランダ政府のように、売春を女性の職業選択権として認める、いわゆる新規制主義を採用する国も出てくる^(注94)。

2. セクシュアリティと構造的権力

ただし、上記のような政治的リベリズムに立脚したセックス・ワーカーたちの議論では、セクシュアリティにおける男女間の非対称的な権力関係についての視点が落ちていることが多い。各経済主体の間の力の格差を不問に付したまま野放図な自由化を推進すれば、過度な独占・寡占状況が進むのと同じく、家父長制を温存したまま性の商品化を進めた場合、バリーの言うように「セクシュアリティ全体の売春婦化」

が進むことになる可能性は大である^(注95)。

またジェンダー同様に、セクシュアリティも社会的に構築されたものであるとするならば、セクシュアリティをめぐる規範体系の「自明性」を剥奪する必要があるだろう。たとえば、「合意の上での性行為」とされるものも、実質は「強制された性行為」である場合が多いというのがマッキノンやドウオーキンたちの意見であるが^(注96)、確かに、合意に至る交渉過程とその背景にある規範コードそのものが、非対称的な権力関係（たとえば家父長制）によって編み出されたものであるとするならば、「強制」と「自発」の間の境界線は消失してしまう^(注97)。

「強制」と「自発」の境界線が不鮮明になるという、このヘゲモニーに関する問題は、セクシュアリティをめぐる規範体系を根本から覆すことになってしまう。自己決定を行う主体というものの存立基盤そのものが危ういものであり、性行為を行う主体の自由は、たとえ自称フリーセックスの実践者だとしても、それは権力の罠にはまっているだけ、ということになる。さらに言えば、弱者である女性にとっては「自由恋愛など存在しない」という極論にまで行くことになる。欲望つまり選好関数なるものが、構造的権力によって規定されているのであれば、「自分で望んでした」ことが、実は「させられていた」ということになる。これは、ソシオエコノミクスなどで言われてきた「消費者主権の虚構」と同じ類型の問題である。さらに、自明なものであると思われていた自己という主体、その根拠地であるはずの身体も、社会的に、つまり権力関係の渦の中で形成されてきたという指摘もある。

さらに＜自発的売春／強制的売春＞を＜先進

諸国における売春／発展途上国における売春＞といった区分に重ね合わせ、前者の権利を主張しながら、後者を非難するというのは現実的ではないという批判もある。パリーの見解によれば、売春を権利として認めるというオランダ等の新規制主義は、そこに買売春の温床をつくることになり、結局は、発展途上国からオランダへ向け、女性が人身売買ルートを通じて流入することになるという^(注98)。これは白人奴隷問題の時も指摘されてきたことであるが、いくら人身売買を取り締まろうとしても、買売春に対して統制政策（つまり実質的公認政策）を採用している国が需要を作り出している限りそれはなくなる、ということである。

買売春に対する政策については、それを国家が公認し管理する統制 (regulation)、「売春婦」も犯罪者として摘発する禁止 (prohibition)、売春の斡旋等を禁止・処罰する一方、「売春婦」に対しては処罰しない廃絶主義 (abolitionism) があるが、先に述べた1949年の条約は、3番目の廃絶政策に沿った形になっている。しかし、買売春に対する各国ごとの政策がばらばらで、特に買売春を実質上容認する政策をとっている国が多ければ、それらの国が人身売買の受け入れ先となり^(注99)、人身売買問題に対処する有効な人権保障枠組みを作るのに際し障害となっている、ということは確かだ^(注100)。

以上のような論理を展開するラディカル・フェミニズム側からの、買売春に対する見解は明快である。その代表的な1人ドウオーキンは、「強姦と売春は、女にとっての自己決定と選択を取り消すものである」^(注101)と述べ、さらに買売春と結婚との親近性について次のように述べている。

「法律は、男たちが法の内側と外側の両方で性の活動をすることを許すし、また合法的性交と違法的性交の両方を利用して、女の劣位条件を創り出す。この条件に関連して、女は分類されてきた。たとえば、違法の性交は、『売春婦』たちを、性的屈従のための地獄のようなゲッターの中に閉じこめ続けている一方で、合法的な性交は、妻を、使用され、支配され、性的に屈従すべき存在として家の中にしばり続けている。」(注102)

さらにドウオーキン¹は、男性による女性の支配は女性の物体化(物象化)、植民地化に基づくとし、次のように述べている。

「女の物体化が支配戦略として傑出している点は、女におのれ自身の降格のイニシアティブを取らせることである。女自身が一種の責任を完全に引き受け、かくして女自身がおのれの劣位維持に専念する。女が自分自身の体を規制する。女は支配階級の要求を自己のものに転化し、そして犯されるために、女は、その要求に合致するところにおのれの人生を構築するのである。これは、世界で最も優れた植民地化システムである。(中略)女が、自分自身の屈従と物体化の重荷も、またその責任も一身に引き受けるのである。」(注103)

そして植民地化された女性による「裏切り」の可能性については、こう述べる。

「セックスが女の物体化なしには存在し得ないのであるなら、これから先もその状況は変わらないであろう。いや、それどころか、占領さ

れた女が男の結託者になる傾向が、ますます強まるだろう。」(注104)

自発的売春というのは、まさに「占領された女が男の結託者」になった例なのであろう。確かに「娼婦は全て犠牲者である」という主張は単純明快ではある。「娼婦は家父長制だけではなく資本制という構造的権力の犠牲者でもある」という社会主義フェミニストの主張も(注105)、犯人を複数にしているだけで、「娼婦」を犠牲者として見る点では同じである。しかし、こうした見方は、セックス・ワーク等が行われる社会的に構成された文化的文脈を無視し、過剰な決定論であるという批判がある(注106)。過剰と言えば、もっと問題となるのは、男=加害者、女=被害者といったステレオタイプ思考の過剰性である。セクシュアリティは全て男性の支配の産物であるとする^{オートノミー}と、そこには女性の自律性は全くなく、全て虚偽意識ということになる。極端な話であるが、インターコースという行為に「身体的境界を侵犯される」という側面がある限り、セクシュアリティにおいて女性は常に支配され続けることになり、そこにおいて女性の主体性の確立は不可能ということになる。結局ヘテロセクシズムを攻撃し続ける以上、セクシュアリティにおける主体性といった場合、唯一レズビアンが残された有力な根拠地になってしまう。

また、買売春を攻撃するという点において、ラディカル・フェミニズムと禁欲的社会浄化運動、さらにはキリスト教原理主義・右派等との共通利益が生じ、奇妙な連合が形成されることになる。セックス・ワーカーの運動やセックス・ラディカリズムに対して反発する結果、ラデ

ィカル・フェミニズムはかつての社会浄化運動の一環としてあった「白人奴隷廃絶運動」と似たような役回りを演じてしまうことになる。

さらに厳しい批判によると、ラディカル・フェミニズムの側の真の関心は、性産業に従事する女性の権利を擁護することではなく、無実の女性が「娼婦」に「転落」するのを防止し、「汚い外国人娼婦」によって自国が汚されないようにするということであり、そこにはレイシズムが内在しているということになる。

また、「売春婦」を家父長制という構造的権力の犠牲者であるとし、主体の「自発的選択」は虚偽意識のせいであり、全て構造的権力によって規定されていると考えれば、皮肉なことに主体というものは消え去ってしまう。確かに主体そのものも社会的に形成されるものであろうが、その社会は必ずしも<男性/女性=強者/弱者=善/悪>といった図式で単純に描けるものではない。その極端な勧善懲悪の図式に、全ての性的行為をあえてあてはめようというのがこの種の主張の問題点である。構造的に決定されながらも、セクシュアリティの態様は各自さまざまであり、主体のもつ選択の幅はある程度残されている。

ドウオーキンらの過剰な構造的権力（家父長制）決定論に対して、主体のもつ選択可能性と主体の多様性をあらためて示したのが、ゲイやレズビアンなどを射程においたクイア・セオリ、またそれと連動しながら登場してきたセックス・ワーカーの権利論であろう。セックス・ワーカーの運動が台頭してきた文脈には、抑圧された不可視の主体の発見から始まって、多様な権利主体の共存の模索というポスト・モダニズム的転回の側面もあったことは忘れるべきで

はないであろう。ただ、ラディカル・フェミニズムとセックス・ワーカーの対立には、構造的権力の規定性と個人の主体性のどちらに重点をおいて解釈するか、という古典的なアポリアもついてまわっている。

この問題は、エスノメソドロジーの主張とかなりオーヴァーラップするところがある。社会科学者の多くに見られる、男性中心主義的ロゴス主義 (phallogocentrism) に基礎をおく「全体化」(totalization) の欲望という問題もあるだろう。確かに生活世界の生きられた論理が、ここに「いまある」のに、それを権威付けられた知識を背景にし、バンコクの「売春婦」についての「サンプル」を集め、またそれを「家父長制と資本制の抑圧体系の犠牲者だ」といった形でラベリングすることは、ある種の物象化の暴力と言える。ある報告によると、バンコクで性産業に従事する少女自身の多くは自分を「売春婦」だとは思っていない。買売春といっても実態は多様かつ流動的であり、それを外部の者が、固定したスティグマとして考えようとするところに問題が生じる。この問題は、後述するエイズ感染の広がりに伴う「娼婦」狩りにつながっていく。

構造と主体の間のズレの問題は、セクシュアリティにおけるフェミニズム自体の物象化の問題ともオーヴァーラップしてくる。つまり、セクシュアリティにおける女性の物象化を指摘し、男性中心主義的な言説の脱構築を企てようとする者が、今度は、女性の被害者性を強調することで、一種のオリエンタリズム的バイアス、つまり「第三世界の貧しい女性=被害者」というステレオタイプを構築し、その主体性の余地等を見無視してはいないかということである^(注107)。

反売春運動は、特に「子供の人身売買」をキャンペーンの対象にするが、これも、セックス・ワーカーの権利を主張する側からすると問題を孕んでいることになる。もちろん、子供の人身売買を許容すべきだということを言っているのではない。たしかに、性的行為の主体が「子ども」となると話は変わってくる。しかし、それは、「少女売春」が問題なのではなく、学校に行かずに路上で新聞を売っているような子どもを含めての「子どもの人権」が問題なのであって、セクシュアリティをめぐる問題と子供の人権をめぐる問題とを絡ませることで、問題のすり替えを行っているということである。

セックス・ワーカーの権利論者たちは、「第三世界の女性」を犠牲者として神聖化することと自発的な「売春婦」に対して差別をすることを止め、労働者としての、女性としての、移民としての、彼女たちの権利を尊重し、予断と偏見をもった即断は避け、それぞれのパーソナル・ヒストリー、また語りにも耳を傾けるべきと主張する^(注108)。その主張がなされる傍らで、「売春婦」に対する偏見を炙り出すことになったのが、1980年代以降猛威を振るうことになった、ヒト免疫不全ウイルスによる後天的免疫不全症候群(HIV/AIDS)である。

3. HIV/AIDS問題との関係

HIV/AIDS患者に関する最初の報告は1981年、アメリカであった。それから16年経った1997年末現在で、世界のHIV/AIDS感染者数は、3060万人に及ぶと推計されている。その地域別内訳であるが、アフリカ諸国に約2080万人、南アジアおよび東南アジア諸国に約600万人の感染者がいると推計されている^(注109)。数の上ではアフリカ諸国を下回るが、感染者数の増加割

合から言うと、アジア諸国、特にタイとインドでは感染爆発が生じている。両国とも、その感染経路として麻薬注射とともに買売春が問題視されるようになった。

タイでは1987年に「観光年」とエイズの爆発的な流行が重なった。政府は観光政策を優先し、エイズ問題を隠蔽しようとした結果、対策が遅れ、爆発的な感染を引き起こしたとされている。実際に、マレーシア近くのタイ南部のハジャイにおいてエイズ感染が広がっていたにもかかわらず、1988年、「エイズはハジャイからマレーシアに侵入か」という隣国マレーシア側の報道に対し、タイ政府側は「事実無根で、タイ政府の観光政策を中傷するものだ」と不満を表明、マレーシア側に抗議している^(注110)。

東南アジアにおけるエイズ感染は、他にも様々な社会的影響を及ぼした。まず第1に挙げるべき点は、パニックに伴うスケープゴート探しが始まったことである。これは、1世紀前、「梅毒」パニックに伴い、買売春に対する道徳的攻撃と規制主義の再台頭、そして「白人奴隷」問題が国際問題化したのと、きわめて似た構図を持っている。

特に「売春婦」は、危険な侵入者(越境するHIV/AIDS感染者)としてスティグマを捺される格好の材料になった。さらには流言蜚語により「異質な他者」がはじき出されることになった。日本でも、政府やマス・メディアが率先して「脅威」探しのパニックを煽った。たとえば、下記のような一連の報道がそうした事例にあたる。

「県警防犯課などが実施した横浜市中区黄金町一帯の外国人売春の『浄化作戦』で、出入国管

理法違反の疑いで逮捕されたタイ人女性(24)＝10月8日に強制送還＝がエイズ保菌者であることが横浜市衛生局などの調べでわかった。」^(注111)

「厚生省のエイズ・サーベイランス委員会(塩川優一委員長)は28日、今年3、4月の2カ月間に国内で新たに21人のエイズウイルス(HIV)感染者を確認した、と発表した。この中にはタイ国籍の女性7人も含まれ、東南アジアからの出稼ぎ女性にエイズがまん延する深刻な事態が明らかになった。」^(注112)

「エイズとわかり、茨城県南部の歓楽街、通称『リトルバンコク』から今年8月中旬、ひとりのタイ人ホステスが姿を消した。」^(注113)

「タイ・バンコクで開かれたエイズ国際会議で19日、チェンマイ大学医学部のピチャム・ピタヤサイ博士らのグループが、『タイでは2年前から売春婦などとの異性交渉でエイズに感染する例が急増している。北部の観光県チェンマイでは若い男性の11%もが感染している』と発表した。同グループの調査では、売春の仕事始めて3カ月未満では8.3%の感染率が、3カ月～6カ月では54.5%、さらに6カ月～12カ月では、70.6%と上昇していた。深刻なのは、一般人への感染の広がり。」^(注114)

マス・メディアのこうした見方や姿勢は、国際機関、またそれと協力する NGO にも時には見られた。WHO などが率先して行った東南アジアにおけるエイズ撲滅運動においては、ターゲットとなる危険なグループを確定し、彼らの危険な行為を是正するというプロジェクト目標

が掲げられた。その際に、HIV の重要な感染源として、CSW (Commercial Sex Worker) というカテゴリーが想定され、その特定に努めた。セックス・ワーカーの主張に応えるような形で、国際機関が CSW というカテゴリーを使うようになったこと自体も批判を呼ぶことになるが^(注115)、それ以上に、こうしたプロジェクトはいくつかの問題点を抱えていた。

まず、伝染は主として男性から女性であり、女性から男性への伝染は相対的に少ないにもかかわらず、女性の CSW を危険視することになった点である^(注116)。次に、CSW という固定的なカテゴリーの女性は現実にはいないにもかかわらず、外部から、そのカテゴリーに当てはまるような女性を捜し出そうとしたことが第2の問題点として挙げられるだろう。

さらに、WHO 等と協力することで、NGO は、政府の統制が届かない所(都市貧民、セックス・ワーカー、ゴールデン・トライアングル等)にまで「上からのグローバル・ガバナンス」を及ぼし、結果として、彼らをエンパワーする(empowerment)どころか、囲い込む(encirclement)役割を担うことになってしまった^(注117)。

HIV/AIDS の感染拡大は、また別の思わぬ結果を引き起こした。HIV/AIDS 感染のおそれが少ない「安全な処女」が商品化されることになり、「児童の人身売買」が一層増大した^(注118)。一方、こうした動きに対して、1990年代、東南アジア各国政府は、開発が順調に進んでいたこともあり、国の威信を回復するためにもその取り締まりに乗り出す。

たとえば、台湾の場合、海外で児童買春をした者を国内と同じく、最高懲役10年に処するなどの児童少年買売春禁止条例を制定している^(注119)。

またタイ政府は、1996年、18歳以下の「売春婦」と性行為を行った者は1年から2年の禁固刑を処する等、買春を厳しく処罰する規定を盛り込んだ「売春防止・禁止法」を制定した。この時期はまだ経済も好調であり、子どもの人権を守る余力もあるということで、また国のイメージ回復のためにも、同法は導入された。しかし、この法律に対しても賛否両論があった。反対の意見は、買売春は法の問題ではなく社会経済的問題であり、買売春を非合法化することで、警察に対する賄賂が増加するなどより悪質化するほか、売春を行っていた児童に結果的にスティグマを捺すことになるというものであった^(注120)。またきわめて規模の大きな売春産業が存在しているにもかかわらず、それを非合法化するということは巨大な地下経済を作り出すだけだという反対意見もあった^(注121)。これらの反対意見を採る者は、セックス・ワーカーの主張と同様、売春の非処罰化を主張し、これに対しては処罰主義の立場からさらに再反論が寄せられるという、先に見た欧米での論争と同様相を見せていた^(注122)。

結局、新しい法が導入された後でも、児童売春、人身売買はなくなるどころか、むしろ増加していった^(注123)。あるレポートによると、タイには、ラオス、ビルマ、中国・雲南省から約1万6000人の「売春婦」が働きに来ていて、その内の15%が15歳以下だったという^(注124)。そして、アジア通貨危機以降の経済不況により、人身売買の状況は一層悪化し、性的欲望と一体化したグローバル経済の力は、国家の統制力をはるかに上回ってしまった。こうした事態の深刻化に対応して、1997年から、イギリス政府のイニシアティブで、欧州数カ国、アジア関係諸国、そ

してECPATなどのNGOとも提携して、児童の人身売買を摘発するための国際的な協力プロジェクトが開始されるなど、官民一致しての「上からのグローバル・ガバナンス」強化が試みられている^(注125)。

むすび——「自由な主体」という虚構と
「清浄の追求」というアポリア——

セックス・ワーカーの1人は、「娼婦」と性病の関係について、次のように述べている。

「いかがわしさは娼婦に始まり、彼女たちから男性を経由して貞節な社会に広まると考えられている。『ふしだらな娼婦』と『どうしようもない夫』と『貞節な妻』とが形作る三角形は、性病はこうして伝染するのだろうかという思い込みによって描き出されたものだ。(中略)ふしだらさ、いかがわしさは抑圧や虐待を正当化する根拠として利用される。女性一般と、世の基準から外れたとされる、あるいは従属的立場にいる男性は、不純で穢れた人間として特に烙印を押されやすい。」^(注126)

HIV/AIDSの流行は、一世紀前の梅毒の流行と同様に、婦女売買問題と絡みながら、一種のモラル・パニックを引き起こした。「娼婦」がHIV/AIDSのトランスミッターとしてターゲットになり、懸命の「危険な娼婦」探しとその排除が始まる。同時に、「より安全な娼婦」が求められ、多数の児童が狙われた。

社会的に構成される意味世界における「娼婦」の位置は、メアリー・ダグラスの言う境界線上の「汚穢」(impurity)に当たるだろう。彼

女は、汚穢について、「境界線が不安定なところではどこでも、穢れの観念が出現してそれを支えようとするのが見られる」とした上で、「汚れとはもともと精神の識別作用によって創られたものであり、秩序創出の副産物なのである」と述べている(注127)。

つまり、「娼婦」とは<男/女>という不安定な男性優位の秩序を安定化する役割を担っているということになるだろう。しかも、それは常に排除される項目として措定されている。自称セックス・ワーカーたちは、性的自己決定権という「正義」をたてることでその不名誉な位置から脱出することを夢見ている。一方、それに対して、ラディカル・フェミニストたちは、「娼婦」という排除項を産出する家父長制的秩序そのものの転覆がない限り、売春の非処罰化と容認はセクシュアリティ全体の「売春婦化」を意味すると主張する。

結論から言えば、秩序そのものの崩壊が可能であると仮定できるならば、ラディカル・フェミニストの議論は正論であろう。しかし秩序そのものの崩壊がない限り、「娼婦」という排除項を除去しようという運動は、結果として秩序維持を補完する(キリスト教保守派との連携を想起すればわかるだろう)。さらに排除項自体を除去し、社会を完全に「浄化」することが可能か、ということも問題として残る。最後の点について、やはりダグラスは、次のような指摘をしている。

「清浄の追求における最終的逆説は、清浄とは矛盾なき論理的範疇の中に経験を押し込めようとする試みだということであろう。しかるに経験とは手に負えないものであり、その種の試

みをする者は矛盾の中にいつか入り込まざるを得ないのである。もし性的純潔が両性の接触を否定するとすれば、それは明らかに性それ自体を否定するばかりでなく字義通り不毛である。更に、それは不毛であるにとどまらず、矛盾に陥るだろう。」(注128)

対抗権力の主体としての「女性」は、そうした矛盾に直面している。まず、国際政治経済を含む権力関係総体の中で「欲望の対象」として実体化させられた「女性」という存在がある。

「買売春」、特に買春観光、国境を越えた人身売買買、海外出稼ぎ型の性産業従事者といった問題では、南北格差といった政治経済の構造的力、ローカルな宗教的言説を基礎に置いた家父長制、そして身体の越境と関連する人権問題とも交差しながら、犠牲者としての女性から、「対抗権力の主体」としての「女性」というものが再構築されていった。

一方で、欲望は権力と絡み合いながら、我々の身体を再構築し、また新たに身体を統制する構造的権力を産出する。上で見たように、買売春等、セクシュアリティの問題に対する解釈は、<欲求-身体>の社会的構築を、どう捉えるかという問題と深く関わってくる。身体そのものが社会的に構築されたものであり、「身体」への意味付与は時代状況や具体的な社会状況によって異なってくる(注129)。これは、つまり「性は生物学的な性差で、ジェンダーは社会的な性差である」という旧来のフェミニズムの議論に大きな波紋を投げかける。性が社会的なものであるという視点は(注130)、また同時に<性-身体>を所与として男性中心主義の言説を撒き散らしてきたフロイト理論等を根本から脅かす存在と

なる。

性的欲望は、内なる自然・欲求（動物的な性）であると同時に、文化によって形成された欲望である。特に支配的なセクシュアリティ（男性が女性に対して優位な関係にある非対称的ヘテロセクシズム）は社会的に構築されたもので、個人的なものではない。また政治学的には寝室は決して密室ではなく、そこでの振る舞いは、寝室外の支配的な言説によって影響を受けている。

パトラーの言い方を借りるならば、「前-言説的なものとしてセックスが生み出されるのは、ジェンダーと呼ばれる文化構築装置の所産と理解すべきである」^(注131)。こうした考えが妥当であるとすると、「欲望を抑圧する文化」というフロイト的な仮説は^(注132)大きな書き直しを余儀なくされる。

「欲望そして身体を形成する文化」という前提に立つと^(注133)、その文化的フィールドにおける政治、つまり「誰がその欲望を形作ったのか」、また「その欲望システムを維持するのは誰の利益になっているか」等が、当然問題となってくる。レヴィ＝ストロースは、インセスト・タブーが文化の起源を構成し、女性の物象化、またそれに基づく女性の交換が、人間社会のメタ・コードであるとした。しかし、ルービンが指摘するように、女性の交換（人身売買）は文化の定義でもないし、それ自体がシステムをなしているわけではない。つまり女性の交換がなければ、文化がないということにはならない^(注134)。女性の交換に基礎を置かない文化が形成される可能性はあるだろうが^(注135)、実際には女性の交換に基礎を置く文化やセクシュアリティのレジームが支配的であり、そこには、主体としての「女性」はなく、女性は男性のアイデ

ンティティの表徴でしかない。

「自由な主体」は、そうした家父長制的文化によって統制された身体を根拠地に持つ限り、セクシュアリティにおける自己決定権、売春の非処罰化（身体に対する社会的意味付与の変更）、セックス・ワーカーの権利等を主張しても、それは「セクシュアリティの全面的売春婦化」^(注136)へと転落する危険性を孕んでいる。

「快樂と権力は互いに互いを否定しない。両者は相反目することがないのだ。互いに互いを追い回し、互いに馬乗りになって走り、さらに遠くへと互いに相手を投げ送る。両者は、扇情と教唆の複雑で積極的なメカニズムに従って連鎖を構成するのである。」^(注137)

フーコーが指摘したような状況の中では、対抗権力の主体が存立しうる、確たる根拠地を探し求めるのは困難である。しかし、欲望、身体、主体そして権力の関係を考慮に入れれば、少なくとも、「セクシュアリティにおける自己決定権を尊重すべし」という主張は、その説得力を失うことは確かである。

一方で、「売春婦」の廃絶は「清浄の追求における最終的逆説」に陥る。つまり、現在の「支配秩序」の中で、ラディカル・フェミニズムの言うような「売春」そのものの完全廃絶を追求することは、排除すべき汚れを除去したということで、結果として支配秩序、家父長制というインフォーマルなレジームを補強することになってしまう。

しかし女性というフィクショナルな主体が、買売春を完全に廃絶することができるのは、
 <男性／女性＝文化／自然＝理性／感情＝心／

身体>といった二項対立を前提にしたセクシュアリティにおける優劣関係を壊し、新しい分節化に依拠した秩序を創出した時である。つまり、そこへ至るには、女性というフィクショナルな主体に立脚した本質主義に拠りつつ国際政治経済におけるジェンダー・セクシュアリティの不平等を是正していくこと、そして自らのフィクショナルな本質主義を解体するということが、この2つの相矛盾する戦略的目標を同時に追求しなければならなくなる、ということである。

こうしたことは、国際人権レジームのフェミニナイズーションという文脈で、どのような意味をもっているのだろうか。奴隷制の廃止とともに現出した「自由労働」の「自発的な」労働力移動と同様に、不条理な権力的制度（不可視のレジームを含む）を消去しようとする、それはまた新たな装いで表出してくる。かつてマルクスが賃労働について「自発的なものではなく強いられた強制労働」であると言ったように^(注138)、強制から自発（自己決定）へという移行は、非対称的権力関係における「契約」という虚構^(注139)、つまり権力関係のより洗練された制度化を意味するにすぎない。

該当する非対称的な権力関係がなくならない限り、その構造的権力に自己決定が回収されるのは至極当然な話である。また特定の権力体系（たとえば家父長制的なもの）が他の権力体系と相互補強的な関係にある以上、当該の権力体系のみを解体することは困難である。そうしたことを踏まえて言えることは、月並みだが、相補的な関係を断ち切りながらとりあえず強制売春／自発的売春>に便宜的に分節化した上で、「女性」の人権保護という観点から「強制売春の廃絶」と「自発的売春に対する差別の撤廃」

を同時に実現するような人権レジームの構築をめざしつつ、ジェンダー・セクシュアリティに関する従来の支配的言説を脱構築していく作業を続けることが必要だということであろう。

(注1) クラズナーの有名な定義によれば国際レジームとは、「国際関係の特定分野においてアクターの期待が収斂する明示的ないし暗示的な原理、規範、規則、意志手続きのセット」である。つまり国際人権レジームとは、「人権分野において国際政治のアクターによって共有される明示的ないし暗示的な原理、規範、規則、意志手続きのセット」である。グローバル人権レジームという言い方もされる。国際レジームの定義については、Stephen Krasner, “Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables,” in *International Regimes*, ed. Stephen Krasner (Ithaca: Cornell University Press, 1983), p.2, を、グローバル人権レジームについては、たとえば Jack Donnelly, “The Social Construction of International Human Rights,” in *Human Rights in Global Politics*, ed. Tim Dunne and Nicholas J. Wheeler (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 71-102, を参照。

(注2) 国際人権レジームの再ジェンダー化（フェミニナイズーション）とは、男性中心主義的な人権レジームに、女性の権利という観点が次第に取り入れられ、再編成されていく過程である。たとえば、拙稿「戦時における性暴力の廃絶とく声／沈黙」の政治学——国際人権レジームの再ジェンダー化過程との関連で——（『女性学評論』第13号 1999年3月）61～94ページを参照。

(注3) セクシュアリティの定義自体が、言説の政治における重要な論争点となっていて難しいが、ここでは「性をめぐる観念・欲望の社会的構築過程」といったアドホックな定義を採用する。セクシュアリティのグローバル化とは、世界資本主義のグローバル化の深化とともに、国境を越えた形で性をめぐる欲望等の社会的構築過程が進み、それとともに人間関係が再編成される過程を指す。セクシュアリティの定義自体の問題性については、たとえば、赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房 1999年の第1章を参照。

(注4) モラル・パニックとは、もともと「青少年

の問題行動に対して、マス・メディアなどがセンセーショナルに過剰反応すること。イメージとしての問題が増幅され、それが社会的脅威と認識され、社会がパニック状態に陥ること」を指す。濱嶋郎他編『社会学小辞典』有斐閣 1997年 596ページ。

(注5) Leslie Bethell, *The Abolition of the Brazilian Slave Trade* (Cambridge: Cambridge University Press, 1970), p. 14.

(注6) ウィリアムズ・テーゼについては、池本幸三・布留川正博・下山晃『近代世界と奴隷制』人文書院 1995年 271～277ページ、また、E・ウィリアムズ(中山毅訳)『資本主義と奴隷制』理論社 1968年、を参照。日本における人身売買の歴史においても、各時期の権力が売買禁止を命じているが、これらは、支配体制の確立や治安の維持の観点からなされたという。牧英正『人身売買』岩波書店 1971年 214ページ。

(注7) 19世紀においても奴隷制は大西洋経済にとってきわめて重要で、奴隷制・奴隷交易の廃止を経済的利害によるものとする見方は単純すぎるという見方もある。David Eltis, *Economic Growth and the Ending of the Transatlantic Slave Trade* (New York: Oxford University Press, 1987), pp. 13-15.

(注8) セクシュアリティとオリエンタリズムの関係については、たとえば、Lenore Manderson, "Parables of Imperialism and Fantasies of the Exotic: Western Representation of Thailand, Place and Sex," in *Sites of Desire, Economies of Pleasure: Sexualities in Asia and the Pacific*, ed. Lenore Manderson and Margaret Jolly (Chicago: University of Chicago Press, 1997), pp. 123-144, を参照。

(注9) 詳細については、Judith R. Walkowitz, *City of Dreadful Delight: Narratives of Sexual Danger in Late-Victorian London* (Chicago: University of Chicago Press, 1992), pp. 91-134.

(注10) パーン・バーロー他(香川壇他訳)『売春の社会史(下)』ちくま学芸文庫 1996年 91～101ページ (Vern Bullogh and Bonnie Bullogh, *Women and Prostitution: A Social History* [Buffalo, N.Y.: Prometheus Books, 1987], pp. 194-197) / Judith R. Walkowitz, *Prostitution and Victorian Society: Women, Class, and the State* (Cambridge: Cambridge University Press, 1980), pp. 11-147.

(注11) アラン・コルバン(杉村和子監訳)『娼婦』藤原書店 1991年 (Alain Corbin, *Les Filles de Noce* :

Misère sexuelle et prostitution [Paris: Aubier-Montaigne, 1978]) 特に第1章、第2章。

(注12) 同上書 304～317ページ。

(注13) 廃娼運動の変質過程の概要については、たとえば、以下を参照。藤目ゆき『性の歴史学』不二出版 1998年 87～115ページ。

(注14) 「英国少女の売買および防止委員会」(Committee for the Exposure and Suppression of the Traffic of English Girls for Purposes of Continental Prostitution), イギリスの「人身売買禁止国際事務局」(International Bureau of the Suppression of Traffic in Persons), スイスの「国際反奴隷制連盟」(International Abolitionist Federation), フランスの「性病およびトレポネーマ症対策国際連合」(International Union against VD and the Treponematoses) など。バーロー他『売春の…』248, 284ページ。

(注15) 当時の訳だと、「醜業を行わしむる為の婦女売買取り締まりに関する国際協定」。

(注16) これも当時の訳だと、「醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約」。

(注17) 売買をする者は20歳以上でも詐欺、暴力を伴えば罪、また20歳未満でも本人の合意があっても罪とした。

(注18) こうした国際条約と日本政府および社会の対応については、小野沢あかね『『国際的婦女売買』論争(1931年)の衝撃—日本政府の公娼制度擁護論破綻の国際的契機—』(『国際関係学研究』[津田塾大学]第2号 1997年) 93～110ページ / 同「国際連盟における婦人及び児童売買禁止問題と日本の売春問題—1920年代を中心にして—」(『総合研究』[津田塾大学]第3号 1995年) 133～159ページ。

(注19) コルバン『娼婦』407ページ。

(注20) 同上書 399ページ。

(注21) たとえば1870年のサンフランシスコのセンサスでは、2499人の中国人女性のうち、約63%が娼婦とされている。そうした中で「貧困に喘いでいて受動的で可哀想な中国人女性」というステレオタイプが形成され、梅毒の脅威とない混ぜになって、排除の対象となる。Benson Tong, *Unsubmissive Women: Chinese Prostitutes in Nineteenth-Century San Francisco* (Norman: University of Oklahoma Press, 1994).

(注22) ギリシア、オランダ、ルクセンブルグが賛成、フランス、イギリスが反対、ベルギー、デンマーク、スウェーデンが棄権に回った。日本は1956年に公

娼制度を廃止する売春防止法をつくり、58年、条約に批准している。

(注23) 植民地主義とセクシュアリティの関係については、Robert J.C. Young, *Colonial Desire: Hybridity in Theory, Culture and Race* (London: Routledge, 1995).

(注24) J. Ingleson, "Prostitution in Colonial Java," in *Nineteenth and Twentieth Century Indonesia*, eds. D.P. Chandler and M.C. Ricklefs (Melbourne: Monash University, 1986), p. 124.

(注25) ロナルド・ハイアム (本田毅彦訳) 『セクシュアリティの帝国』 柏書房 1998年 (Ronald Hyam, *Empire and Sexuality: The British Experience* [Manchester: Manchester University Press, 1990]) 196～204ページ。

(注26) コルバン 『婦娼』 355～397ページ。

(注27) 同上。

(注28) シンガポールは、人身売買の中継基地として大きな経済的利益を得たという。J.F. Warren, *Prostitution in Singapore 1870-1940* (Singapore: Oxford University Press, 1993).

(注29) ハイアム 『セクシュアリティ…』 198ページ。

(注30) 杉原薫 『アジア間貿易の形成と構造』 ミネルヴァ書房 1996年 267ページ。

(注31) 浜下武志 『朝貢システムと近代アジア』 岩波書店 1997年 65～66ページ。

(注32) からゆきさんが日本人の南方進出を先導したという通説には、一定の留保をつけなければならない。通説に対する実証的な検証として、清水洋・平川均 『からゆきさんと経済進出』 コモンズ 1998年。

(注33) 森克巳 『人身売買』 至文堂 1959年 150ページ。

(注34) 村岡伊平次については、森の同上書が詳しい。これは、村岡の自伝草稿に依拠している。自伝そのものは、1960年に『村岡伊平次自伝』として出版されているが、その史料としての正確さには疑問が投げかけられている。

(注35) 米軍基地周辺の売春婦たちの声を集めたものとして、Saundra Pollock Sturdevant and Brenda Stoltzfus, *Let the Good Times Roll: Prostitution and the U.S. Military in Asia* (New York: New Press, 1992).

(注36) タン・ダム・トウルン (山下明子・田中紀

子訳) 『売春：性労働の社会構造と国際経済』 明石書店 1993年 (Thanh-Dan Truong, *Sex, Money and Morality: Prostitution and Tourism in Southeast Asia* [London: Zed Press, 1990]) 304ページ。

(注37) Roland G. Simbulan, *The Bases of Our Insecurity: A Study of the US Military Bases in the Philippines* (Manila: Balai Fellowship, 1983), p. 253.

(注38) Lin Lean Lim ed., *The Sex Sector: The Economic and Social Bases of Prostitution in South-east Asia* (Geneva: ILO, 1998), p. 120.

(注39) Katharine H.S. Moon, *Sex among Allies: Military Prostitution in U.S.-Korea Relations* (New York: Columbia University Press, 1997)/idem, "Prostitute Bodies and Gendered States in U.S.-Korea Relations," in *Dangerous Women: Gender and Korean Nationalism*, eds. Elaine H. Kim and Chungmoo Choi (London: Routledge, 1998), pp. 141-174.

(注40) たとえばアメリカの国家安全保障会議の文書NSC48/2「アメリカ合衆国のアジア政策」等に、そうした見解が明確に出ている。*Foreign Relations of the United States, 1949. Part 1* (Washington, D.C.: GPO, 1984), pp. 45-51.

(注41) "The Morality Factor in South Korea," *Far Eastern Economic Review* (以下、FEER), 9 Jan. 1976.

(注42) "Japan: Protesting the Sexual Imperialists," *FEER*, 14 May 1975.

(注43) "A Boom Japan Does Not Want," *FEER*, 7/13 November 1980.

(注44) 朝日新聞記者であった松井やよりの一連のレポートは、その代表格であろう。

(注45) たとえば、Linda K. Richter, "Tourism Policy-making in South-East Asia," in *Tourism in South-East Asia*, eds. Michael Hitchcock, Victor King and Michael J.G. Parnwell (London: Routledge, 1993).

(注46) タン・ダム・トウルン 『売春…』 304ページ。

(注47) 同上書の第3章を参照。

(注48) Ryan Bishop and Lillian S. Robinson, *Night Market: Sexual Cultures and the Thai Economic Miracle* (London: Routledge, 1998), pp. 17-23.

(注49) フランツ・ファノン (鈴木道彦・浦野衣子

訳)『地に呪われたる者』みすず書房 1996年(Frantz Fanon, *Les damné de la terre* [Paris: La Découverte, 1966]) 148ページ。

(注50) 米中冷戦の終焉とアジアの開発主義との関連については、たとえば、藤原帰一「ナショナリズム・冷戦・開発」(東京大学社会科学研究所編『20世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会 1998年)。

(注51) たとえば、タイの場合、1980年代、プレム政権は、開発戦略の一環として観光業を促進しているが、観光業の外貨準備高への寄与、失業率緩和への間接的な影響など、きちんと評価されないままにきているという意見もある。Robert J. Muscat, *The Fifth Tiger: A Study of Thai Development Policy* (New York: M. E. Sharp, 1994), pp. 197-198.

(注52) 皮肉なことに、1986年の2月革命による「民主化」後も、海外への出稼ぎ者数は増え続け、95年時点では、全人口7000万人に対して出稼ぎ労働者人口約80万人に至っている。

(注53) 最近の児童売春廃絶キャンペーンと昔の白人奴隷廃絶運動とを、同じモラル・パニックと捉えるものとして、Francine Pickup, “Deconstructing Trafficking in Women: The Example of Russia,” *Millennium*, vol. 27, no. 4, 1998, pp. 995-1021.

(注54) 国際的労働力移動のグローバル化については、たとえば、Stephen Castles and Mark J. Miller, *The Age of Migration* (New York: Guilford Press, 1993), pp. 124-167.

(注55) 女性の不法残留者が全て性産業従事者ではないのは言うまでもないが、他の信頼すべき統計資料がないため、不法残留者数を1つの目安とした。法務省入国管理局「国籍(出身地)別 性別 不法残留者数の推移」プレスリリース 1999年3月28日(<http://www.moj.go.jp/PRESS/990328-1.htm>)。

(注56) Kathleen Barry, *The Prostitution of Sexuality: The Global Exploitation of Women* (New York: New York University Press, 1995), pp. 165-197.

(注57) <http://www.clubnatalia.com/> など。以下、ウェブ・サイトの引用が多くなるが、それは、セクシュアリティをめぐる言説分析の対象として、またそれを包み込む国際的な公共圏として、サイバー・スペースが重要な位置を占めるようになっているからである。

(注58) *Economist*, 14 Feb. 1998.

(注59) ILO, *General Survey on Migrant Workers. Report Submitted to the International Labour Conference. 87th Session, 1-17 June 1999*, 658 para (<http://www.ilo.org/public/english/10ilc/ilc87/r3-1b8.htm>).

(注60) いわゆる人身売買容疑の検挙者は、1993年のドイツ警察庁の調べだと、ポーランド219人、旧チェコスロバキア218人、CIS(独立国家共同体)147人で、旧社会主義国がほとんどを占めている、という。「欧州に花開くセックス産業」(『アエラ』1997年3月10日)。

(注61) “Blondes in Bangkok,” *Bangkok Post*, 8 December 1996/“Pimping Russian Imports,” *Bangkok Post*, 8 December 1996.

(注62) Lim ed., *The Sex Sector*

(注63) セックスツーリストによる性的虐待が原因でロサーリオ・バルヨットというフィリピンの少女が死亡した事件で、詳細については、マイグル・アクセルソン(津金レニウス豊子訳)『ロサーリオの死』エクパット・スウェーデン 1997年を参照。

(注64) 和書だけでも以下のようなものがある。アジアの児童買春阻止を訴える会『アジアの子ども買春と日本』明石書店 1996年/「ストップ子ども買春」の会編『アジアの蝕まれる子ども』明石書店 1996年/ロン・オグレディ(京都YWCAアプト訳)『アジアの子どもとセックスツーリスト』明石書店 1995年/ロン・オグレディ(京都YWCAアプト訳)『アジアの子どもと売春』明石書店 1993年/マリー・フランス・ポッツ(堀田一陽訳)『子どものねだん——バンコク児童売春地獄の四年間——』社会評論社 1997年等。

(注65) UNICEF, *The State of the World's Children. Report 1997* (<http://www.unicef.org/sowc97/>).

(注66) Asia Watch and the Women's Rights Project, *A Modern Form of Slavery: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand* (New York: Human Rights Watch, 1993)/idem, *Rape for Profit: Trafficking of Nepali Girls and Women to India's Brothels* (New York: Human Rights Watch, 1995).

(注67) ECPAT インターナショナルのウェブ・サイトは、<http://WWW.ecpat.net/ecpat1/index2.htm>

(注68) <http://www.ecpat.net/ecpat1/network2>.

htm より。

(注69) 『朝日新聞』1993年7月18日朝刊。

(注70) <http://www.inet.co.th/org/gaatw> を参照。

(注71) <http://www.uri.edu/artsci/wms> を参照。

(注72) “Vienna Declaration & Programme of Action,” A/CONF.157/23, 12 July 1993, para. 18, para. 38.

(注73) “Report of the Fourth World Conference on Women,” A/CONF.177/20, 17 October 1995, para. 130.

(注74) A/49/478, 5 October 1994.

(注75) A/50/369, 24 August 1995/A/51/309, 27 August 1996.

(注76) A/51/309, 27 August 1996, para. 56.

(注77) E/CN./Sub.2/1995/28/Add.1, 13 June 1995.

(注78) ストックホルム宣言については、<http://www.hri.ca/children/reports/wcacsec.shtml> のウェブ・サイトを参照。

(注79) Nerida Cook, “‘Dutiful Daughters’, Estranged Sisters,” in *Gender and Power in Affluent Asia*, ed. Krishna Sen and Malia Stevens (London: Routledge, 1998), pp. 250-290.

(注80) セックス・ワーカーの運動の概略については、Priscilla Alexander, “The International Sex Workers’ Rights Movement,” in *Sex Work: Writings by Women in the Sex Industry*, 2nd ed., eds. Frédérique Delacoste and Priscilla Alexander (San Francisco: Cleis Press, 1998), pp. 14-17/idem, “Feminism, Sex Workers, and Human Rights,” in *Whores and Other Feminists*, ed. Jill Nagle (New York: Routledge, 1997)/Barbara Meil Hobson, *Uneasy Virtue: The Politics of Prostitution and the American Reform Tradition* (Chicago: University of Chicago Press, 1987), pp. 209-239/Kamala Kempadoo, “Introduction: Globalizing Sex Workers’ Rights,” in *Global Sex Workers: Rights, Resistance, and Redefinition*, eds. Kamala Kempadoo and Jo Doezema (New York: Routledge, 1998), pp. 1-33/Shannon Bell, *Reading, Writing, and Rewriting the Prostitute Body* (Bloomington: Indiana University Press, 1994), pp. 99-136.

(注81) ウェブ・サイトは、<http://www.bayswan.org/coyote.html> および <http://www.coyote.org/>

を参照。

(注82) The International Committee for Prostitutes Rights についてのウェブ・サイトは、<http://www.bayswan.org/ICPRChart.html> を参照。

(注83) プロ・セックス運動については、たとえば、Feminists for Free Expression のウェブ・サイトを参照 (<http://www.well.com/user/freedom/>)。

(注84) Priscilla Alexander, “Prostitution: Still a Difficult Issue for Feminists,” in *Sex Work: Writings by Women . . .*, pp. 226-227.

(注85) たとえば、次のウェブ・サイトにあるエッセイを参照。Jo Bindman, “Redefining Prostitution” (<http://www.walnet.org/csis/papers/redefining.html>).

(注86) Priscilla Alexander, “Feminism, Sex Workers, and Human Rights,” in *Whores and . . .*, p. 93.

(注87) Joan Nestle, “Lesbians and Prostitutes: A Historical Sisterhood,” in *Sex Work: Writings by Women . . .*, pp. 247-263.

(注88) Barry, *The Prostitution of Sexuality . . .*, pp. 281-291.

(注89) Sarah Wynter, “Whisper: Women Hurt in Systems of Prostitution Engaged in Revolt,” in *Sex Work Writings by Women . . .*, pp. 266-270.

(注90) 人身売買に関する論争については、<http://www.bayswan.org/Traffick.html> のウェブ・サイトが参考になる。

(注91) セックス・ワーカーにせよ、ラディカル・フェミニストにせよ、これらの主張は基本的に欧米のディスコースであり、こうした対抗言説においても、基本的に欧米のヘゲモニーが確立していることは注意すべきかもしれない。

(注92) 日本の社会学における買売春に関する議論については、たとえば、江原由美子編『性の商品化』勁草書房 1995年を参照。

(注93) Linda R. Hirshman and Jane E. Larson, *Hard Bargains: The Politics of Sex* (New York: Oxford University Press, 1998), pp. 211-221.

(注94) Barry, *The Prostitution of Sexuality . . .*, p. 233.

(注95) Ibid., pp. 20-48.

(注96) Catharine A. MacKinnon, *Toward a Feminist Theory of the State* (Cambridge, Mass.:

Harvard University Press, 1989), pp. 126-154.

(注97) バリーは、1979年の著書 *Female Sexual Slavery* では、自発と強制を分けて考えられるとしていたが、その後、85年の著書では、分けることは難しいという見解に変えたことを明確に述べている。

Barry, *The Prostitution of Sexuality* . . . , p. 238.

(注98) Barry, *The Prostitution of Sexuality* . . . , p. 233-235.

(注99) タイやフィリピンの場合、売春を非合法とみなす禁止政策をとっている一方で、エンターテイナー等の別のカテゴリーの下で実質上、売春を容認する統制政策を採っている。また同時に、1950年条約に批准しており、対外的には廃絶政策をとっていることになっている。Ibid., pp. 240-242.

(注100) Emek M. Ucarer, “Trafficking in Women: Alternate Migration or Modern Slave Trade?” in *Gender Politics in Global Governance*, eds. Mary K. Meyer and Elisabeth Prugl (Lanham: Rowman & Littlefield, 1999), pp. 230-244.

(注101) アンドレア・ドウオーキン (寺沢みづほ訳) 『インターコース——性的行為の政治学——』青土社 1989年 (Andrea Dworkin, *Intercourse* [New York: Free Press, 1987])。

(注102) 同上書 283ページ。

(注103) 同上書 246ページ。

(注104) 同上書 247ページ。

(注105) 代表的なものとして、Christine Overall, “What’s Wrong with Prostitution?: Evaluating Sex Work,” *Signs*, vol. 17, no. 4, 1992, pp. 705-724.

(注106) Laurie Shrage, “Comment on Overall’s ‘What’s Wrong with Prostitution?: Evaluating Sex Work,’” *Signs*, vol. 19, no. 2, 1994, pp. 564-570.

(注107) からゆきさんについてではあるが、森崎は、非常に的確な表現をしている。少し長くなるが引用しよう。

「からゆきさんは誘拐者の口車にうかうかとのっているようだが、一般に国内の出稼ぎも口入屋をおすほかにすべのない時代である。まして海のそとへのさそいは、だまされるかもしれないとも、そこをふみこえねば、道がひらかれぬ。そののっぴきならぬ立場にたっても、なお心にゆめをいだいていた娘たちのその幻想をおもいやる。おなごのしごとをしもお、その苦海を泳ぎわたって生活の場をきずこうとした人々の、切ないまなざしを感じる。

そのかたちなき心の気配。そのなかへはいつてからゆきを感じとらねば、売りとばされたからゆきさんは二度ころされてしまう。一度は管理売春のおやじや公娼制をしいた国によって。二度目は、村むすめのおおらかな人間愛をうしなつたわたしによって。」森崎和江『からゆきさん』朝日新聞社 1976年 229ページ。

(注108) Penelope Saunders, “Sexual Trafficking and Forced Prostitution of Children, 1998” (<http://www.walnet.org/csis/papers/saunders-childpro.htm>).

(注109) WHO, “Global HIV/AIDS and STD Surveillance” の1997年報告 (<http://www.who.int/emc-hiv/global-report/>).

(注110) 『朝日新聞』1988年1月6日朝刊。

(注111) 『朝日新聞』1990年10月18日朝刊 地方版 (神奈川)。

(注112) 『朝日新聞』1991年5月29日朝刊。

(注113) 『朝日新聞』1992年12月26日夕刊。

(注114) 『朝日新聞』1990年12月22日夕刊。

(注115) ILOは、その報告書(前出の Lim ed., *The Sex Sector* . . .)の中でCSWという用語を使ったことで、売春廃絶派から手厳しい批判を受けている。Janice Raymond, “Legitimizing Prostitution as Sex Work” (<http://nick.uri.edu/artsci/wms/hughes/catw/legit.htm>).

(注116) Alexander, “Feminism, Sex Workers....”

(注117) Doug Porter, “A Plague on the Borders: HIV, Development, and Traveling Identities in the Golden Triangle,” in *Sites of Desire, Economies of Pleasure: Sexualities in Asia and the Pacific*, eds. Lenor Manderson and Margaret Jolly (Chicago: University of Chicago Press, 1997), pp. 212-232.

(注118) Lim ed., *The Sex Sector* . . . , p.19.

(注119) 『読売新聞』1999年5月15日朝刊。

(注120) “Child Prostitutes Trapped in Legal Nightmare,” *The Nation*, 19 March 1999.

(注121) 1996年でタイにおける「売春婦」は推定15万人から20万人としても、1人1日平均1000パーツを稼いだとすると、年間の全収入額は5000億パーツとなり、タイ政府の国家予算約8000億パーツの半分以上にも及ぶという試算もある。“Ignoring the Real Problem,” *Bangkok Post*, 8 December 1996.

(注122) “Legalize Prostitution to Save Victims,” *The Nation*, 26 March 1999/ “Legalization of Pros-

titution Is No Solution,” *The Nation*, 2 April 1999.

(注123) “Child Prostitution on the Rise,” *Bangkok Post*, 24 September 1998/“A Loss of Innocence,” *Bangkok Post*, 28 February 1999.

(注124) “Trafficking of Children on the Rise,” *Bangkok Post*, 22 July 1998.

(注125) たとえばイギリス警察が、フィリピン、スリランカ、タイに対して、児童人身売買摘発の訓練を施したり、国際的な対策会議を開催したりしている。“Experts Band Together against Child Sex Trade,” *The Nation*, 6 October 1998.

(注126) Gail Pheterson, “The Social Consequences of Unchastity,” in *Sex Work: Writings by Women . . .*, pp. 242-243.

(注127) メアリ・ダグラス (塚本利明訳) 『汚穢と禁忌』思潮社 1995年 (Mary Douglas, *Purity and Dangers: Analysis of Pollution and Taboo* [London: Routledge & Kegan Paul, 1966]) 262, 299ページ。

(注128) 同上書 302ページ。

(注129) アンソニー・シノット (高橋勇夫訳) 『ボディ・ソシアル—身体と感覚の社会学—』筑摩書房 1997年 (Anthony Synnott, *The Body Social: Symbolism, Self and Society* [London: Routledge, 1993])。

(注130) トマス・ラカー (高井宏子訳) 『セックスの発明—性差の観念史と解剖学のアポリア—』工作舎 1998年 (Thomas Walter Laquer, *Making Sex: Body and Gender from the Greeks to Freud* [Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990])。

(注131) Judith Butler, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity* (London: Rout-

ledge, 1990), p. 7.

(注132) Sigmund Freud, *Civilization and Its Discontents*, trans. by Jame Strachey (New York: W. W. Norton, 1961), p. 73.

(注133) 「エロティシズムの欲望は、禁止に打ち勝つ欲望」というバタイユ的ラディカリズムは、その転倒した形であろう。ジョルジュ・バタイユ (澁澤龍彦訳) 『エロティシズム』二見書房 1973年 377ページ。

(注134) Gayle Rubin, “The Traffic in Women: Notes on the ‘Political Economy’ of Sex,” in *Toward an Anthropology of Women*, ed. Rayne R. Reiter (New York: Monthly Review Press, 1975), pp. 176-177.

(注135) オルタナティブ・モデルを、霊長類のポノボに求めるというものもある。リチャード・ランガム、デイル・ピーターソン (山下篤子訳) 『男の凶暴性はどこからきたか』三田出版会 1998年。

(注136) Barry, *The Prostitution of Sexuality . . .*, pp. 20-48.

(注137) ミシェル・フーコー (渡辺守章訳) 『性の歴史 I』新潮社 1986年 (Michel Foucault, *Histoire de la sexualité* [Paris: Gallimard, 1976]) 62ページ。

(注138) カール・マルクス (城塚登・田中吉六訳) 『経済学・哲学草稿』岩波書店 1964年 92ページ。

(注139) 契約の原初型は、そもそも男女間の非対称的権力関係の制度化 (結婚, 買売春等) であり, ホップズ的な契約ではないという議論を展開したものに, Carole Pateman, *The Sexual Contract* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1988) がある。

(東北大学法学部助教授)